

(1) 「大阪府私立幼稚園の設置認可等に関する審査基準」新旧対照表

改正案	現行
<p>第1 幼稚園の設置認可</p> <p>1-7 (略)</p> <p>8 施設及び設備等</p> <p>(1)-(3) (略)</p> <p>(4) 園舎は、<u>建築基準法（昭和25年法律第201号）</u>その他法令が定める基準に適合しているものであること。また、<u>その他の法令等について遵守したものであること。</u></p> <p>(5) <u>幼稚園施設と他の施設とを複合化する場合</u>にあっては、併設する他の施設の用途は、<u>教育長が別に定める基準を全て充足すること。</u></p>	<p>第1 幼稚園の設置認可</p> <p>1-7 (略)</p> <p>8 施設及び設備等</p> <p>(1)-(3) (略)</p>
<p>9-12 (略)</p> <p>第2 幼稚園の収容定員に係る学則変更認可</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 施設及び設備等</p> <p>(1)-(3) (略)</p> <p>(4) 園舎は、<u>建築基準法（昭和25年法律第201号）</u>その他法令が定める基準に適合しているものであること。また、<u>その他の法令等について遵守したものであること。</u></p> <p>(5) <u>幼稚園施設と他の施設とを複合化する場合</u>は、<u>第1の8(5)の規定を準用する。</u></p> <p>4・5 (略)</p>	<p>9-12 (略)</p> <p>第2 幼稚園の収容定員に係る学則変更認可</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 施設及び設備等</p> <p>(1)-(3) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>

改正案	現行
<p>第3 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則</p> <p>1 この基準は、平成〇年〇月〇日から施行する。</p> <p>2 この基準は、<u>施行日以降、新たに申請される幼稚園の設置認可及び収容定員に係る園則の変更認可の審査から適用し、この基準施行前に申請されている幼稚園の設置認可等の審査については、なお従前の例による。</u></p> <p>3 この基準施行前に他の施設との複合化により幼稚園を設置している場合であって、引き続き併設する施設の使用を変更せず、当該施設の建替え等を行う場合の基準については、別途定める。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第3 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>以下 (略)</p>

大阪府私立幼稚園の設置認可等に関する審査基準

大阪府教育長（以下「教育長」という。）が、私立幼稚園の設置及び私立幼稚園の収容定員に係る園則の変更の認可を行う場合は、幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号、以下「設置基準」という。）その他の関係法令のほか、この基準及び手続きにより審査する。

第1 幼稚園の設置認可

1 幼稚園の責務

私立幼稚園は、小学校就学前段階における子どもの健全な育ちについて社会的に重要な役割を担っていることから、教育条件の維持向上のため自ら不断の努力をすることにより、その責務に応えうる教育を行うこと。また、学校評価の実施及び積極的な情報の提供を行い、保護者や社会からの信頼を得るよう努めること。

2 設置者

幼稚園の設置者は、学校法人であること。

3 名称

幼稚園に付する名称は、当該幼稚園の目的に照らし、幼稚園の名称としてふさわしいものであり、かつ、既存の幼稚園の名称と紛らわしくないものであること。

4 立地条件

- (1) 幼稚園設置のための地域的な必要性が認められること。
- (2) 既存の国公立私立幼稚園と過度に近接しないこと及び地域の幼児人口の動向等を考慮していること。

5 規模

学級数は、原則として3学級以上とすること。

6 1学級の幼児数

- (1) 1学級の幼児数は、3歳児は原則として25人以下、4・5歳児は35人以下であること。
- (2) 設置基準第13条の規定により各学級の幼児と当該幼稚園に在籍しない者を共に保育する場合においては、(1)中「1学級の幼児数」とあるのは、「1学級の幼児数（当該幼稚園に在籍しない者であって当該学級の幼児と共に保育されるものの数を含む。）」と読み替えるものとする。

7 教職員数

教職員数は、設置基準第5条に定める数以上であること。ただし、3歳児について1学級25人を超える幼児数としたときは、設置基準に定める数にその学級数と同数を加算した数以上であること。

8 施設及び設備等

- (1) 施設及び設備（園具及び教具を含む。以下同じ。）は、設置基準第7条から第11条までに規定する基準を上回るものであること。
- (2) 保育室の面積は、53平方メートル以上であること。ただし、3歳児について1学級25人以下で学級編制を行う場合は、保育室の面積は、41平方メートル以上であること。
- (3) 遊戯室の面積は、100平方メートル以上であること。
- (4) 園舎は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令が定める基準に適合しているものであること。また、その他の法令等について遵守したものであること。
- (5) 幼稚園施設と他の施設とを複合化する場合にあっては、併設する他の施設の用途は、教育長が別に定める基準を全て充足すること。

9 通園上の配慮

園児の通園に当たっては、園児の安全が確保されるよう配慮すること。

通園バスを運行する場合は、園児の健全な発達と適正な教育時間を確保する観点から、園児の乗車時間は最長40分程度とすること。

10 資産等

- (1) 園地、園舎その他の施設は、原則として、自己所有であること。
- (2) (1)にかかわらず、教育上支障がなく、かつ、次のア又はイのいずれかに該当し、将来にわたり安定して使用できる場合に限り、借用とすることができる。
 - ア 20年以上にわたり、賃借権等を取得し、これを登記すること。
 - イ 所有者が国、地方公共団体等の公共的団体である場合は、20年未満の賃貸借契約等の締結による借用を認めるものとする。この場合、20年以上の安定的な利用を確保できることが確実であること。
- (3) 設備は、自己所有であり、負担附（担保に供せられている等）でないこと。ただし、教育上支障がないと認められる場合における電子計算機等の借用はこの限りでない。
- (4) 幼稚園の設置に係る負債がないこと。ただし、次に掲げる借入金はこの限りでない。
 - ア 国又は地方公共団体から交付が予定される補助金額に相当する額
 - イ 日本私立学校振興・共済事業団からの借入金
 - ウ 独立行政法人福祉医療機構からの借入金

- (5) (4)にかかわらず、既設の学校法人が私立学校を設置する場合、次の基準を満たす借入金は認められる。
- ア 借入金額が園地取得費及び園舎建築費の3分の2以下であること。
 - イ 借入先が確実な金融機関であること。
 - ウ 適正な返済計画があり、かつ、実行可能であること。
 - エ 当該借入後において、学校法人の総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合が30%以下であり、かつ、学校法人の負債にかかる各年度の償還額が当該年度の帰属収入の20%以下であること。
- (6) 園地、園舎その他の施設は、負担附でないこと。ただし、(4)、(5)の借入金に係る担保はこの限りでない。
- (7) 開設年度の人件費の3分の1に相当する運用資金を保有していること。
- (8) 開設年度から少なくとも2年間の幼稚園運営に係る予算について、適正な計画を立てており、保育料、入園料等現金の経常的収入その他の収入で収支の均衡を保つことが可能であると認められること。
- (9) 園地、園舎その他の施設及び設備の整備に要する経費及び(5)の経費のための資金で、(4)、(5)の借入金を引いた額に相当する額が幼稚園開設時に収納されることが確実と認められること。

1.1 所轄庁が教育長以外である学校法人等の管理運営

所轄庁が教育長以外である学校法人については、その設置する学校の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。

例えば、次の事項に留意すること。

- (1) 法令の規定、法令の規定による処分及び寄附行為に基づいて適正に管理運営されていること。
- (2) 役員の間における訴訟その他の紛争の有無
- (3) 借入金の償還（利息、延滞金の支払いを含む。）又は公租・公課（日本私立学校振興・共済事業団等の掛金を含む。）の納付の状況

1.2 資格

私立学校の設置認可を受ける者は、次に掲げる者でないこと。

- (1) 学校教育法第4条及び第130条に定める認可の申請において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して5年を経過していないものうち教育長が悪質と判断した者
- (2) 学校教育法第13条の規定により学校等の閉鎖命令処分を受けた日から起算して5年を経過していない者（学校等の閉鎖命令処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該学校等の廃止についての認可の申請又は届出を行った者（当該学校等の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該申請又は届出の日から起算して5年を経過していないものを含む。）

第2 幼稚園の収容定員に係る園則の変更認可

1 規模及び1学級の幼児数

学級数は原則として3学級以上とし、1学級の幼児数は第1の6の規定を準用する。

2 教職員

変更後の収容定員をもって、第1の7の規定を準用する。

3 施設及び設備等

(1) 施設及び設備は、変更後の収容定員をもって、第1の8(1)の規定を準用する。ただし、昭和32年度以前に認可された幼稚園にあつては、増学級を伴わない場合は、園舎延床面積及び運動場面積は、なお従前の例によることができる。

(2) 保育室の面積は、変更後の収容定員をもって、第1の8(2)の規定を準用する。ただし、35人以下の学級編制のため、収容定員の減員の認可を受ける場合は、保育室の面積は、別に定める基準により算定した面積によることができる。

(3) 遊戯室の面積は、変更後の収容定員をもって、第1の8(3)の規定を準用する。

(4) 園舎は、建築基準法（昭和25年法律第201号）其他法令が定める基準に適合しているものであること。また、その他の法令等について遵守したものであること。

(5) 幼稚園施設と他の施設とを複合化する場合は、第1の8(5)の規定を準用する。

4 通園上の配慮

第1の9の規定を準用する。

5 資格

第1の12の規定を準用する。

第3 申請手続及び標準処理期間

1 幼稚園の設置認可

(1) 計画書の提出

幼稚園の設置認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、開設年度の前々年度の9月30日までに計画書を教育庁私学課に提出すること。この場合において申請者は、教育庁私学課から申請についての助言を受けることができる。

(2) 申請書の提出

申請者は、様式第1号により認可申請書（以下「申請書」という。）に関係書類を添えて、開設年度の前々年度の11月30日までに教育長に申請すること。ただし、園舎の建築等を伴わない場合は、開設年度の前年度の6月30日までとする。

(3) 審査期間等

ア 教育長は、適正な内容の申請書を受理後、内容を審査の上、直近の大阪府私立学校審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、審議会からの答申後10日以内に答申の内容を申請者に通知する。

イ 申請者は、申請内容に変更があったときは、様式第2号により変更届を提出するものとし、教育長は、変更届の提出があったときは、当該変更届の内容につき直近の審議会に報告する。この場合において、教育長は、当該変更届の内容について当初の申請内容から重大な変更があったと認めるときは、当該変更届の内容につき再度、直近の審議会に諮問するものとし、審議会からの再度の答申後10日以内に当該答申の内容を申請者に通知する。

ウ 教育長は、幼稚園の施設及び設備等が申請内容と相違ないことを確認した場合は、原則として開設年度の前年度の9月30日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知する。

2 幼稚園の収容定員に係る園則の変更認可

(1) 計画書の提出

1 (1)の規定を準用する。その場合、「設置」は「収容定員に係る園則変更」と、「開設」は「変更」と、「9月30日」は「1月31日」と読み替える。ただし、収容定員を減員する場合は、計画書の提出を要しない。

(2) 申請書の提出

申請者は、申請書に別に定める書類を添えて、変更年度の前年度の6月30日までに教育長に申請すること。ただし、収容定員を減員する場合は、変更年度の前年度の1月31日までとする。

(3) 審査期間等

1 (3)の規定を準用する。ただし、収容定員を減員する場合は1(3)ウの規定にかかわらず、原則として変更年度の前年度の3月31日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

附 則

1 この基準は平成28年4月1日から施行する。

2 この基準は、施行日以降、新たに申請される幼稚園の設置認可及び収容定員に係る園則の変更認可の審査から適用する。

附 則

- 1 この基準は平成30年1月12日から施行する。ただし、第1の12の資格に関する規定は、同年5月1日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される幼稚園の設置認可及び収容定員に係る園則の変更認可の審査から適用し、この基準施行以前に申請されている幼稚園の設置認可等の審査については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成31年1月18日から施行する。ただし、第1の12の資格に関する改正規定は、同年5月1日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される幼稚園の設置認可及び収容定員に係る園則の変更認可の審査から適用し、この基準施行以前に申請されている幼稚園の設置認可等の審査については、なお従前の例による。

附則

- 1 この基準は、平成〇年〇月〇日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される幼稚園の設置認可及び収容定員に係る園則の変更認可の審査から適用し、この基準施行前に申請されている幼稚園の設置認可等の審査については、なお従前の例による。
- 3 この基準施行前に他の施設との複合化により幼稚園を設置している場合であって、引き続き併設する施設の用途を変更せず、当該施設の建替え等を行う場合の基準については、別途定める。

○「大阪府私立小学校及び中学校の設置認可等に関する審査基準」新旧対照表

改正案	現行
<p>第1 私立学校の設置認可</p> <p>1-5 (略)</p> <p>6 施設及び設備等</p> <p>(1)-(5) (略)</p> <p>(6) 他の学校等(同一の設置者が設置するものを含む。)と校地、校舎等を共用しないこと(建物の一部を区分使用又は区分所有して校舎とする場合における校地の共用を除く。)</p> <p>(7)-(11) (略)</p> <p>(12) 校舎は、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他法令が定める基準に適合しているものであること。また、その他の法令等について遵守したものであること。</p> <p>7 資産等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校施設と他の施設とを複合化した建物において、建物の一部を区分使用して校舎とすることは、当該建物全体が自己所有であることとし、かつ、次のいずれの条件にも該当していること。ただし、(2)イ及び次のいずれの条件にも該当する場合には、国又は地方公共団体が所有する建物の一部を区分使用して校舎とすることができるものとする。</p> <p>ア 非常用階段や冷暖房設備など真にやむを得ないと認め</p>	<p>第1 私立学校の設置認可</p> <p>1-5 (略)</p> <p>6 施設及び設備等</p> <p>(1)-(5) (略)</p> <p>(6) 他の学校等(同一の設置者が設置するものを含む。)と校地、校舎等を共用しないこと。</p> <p>(7)-(11) (略)</p> <p>7 資産等</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

改正案

現行

られるものを除き、学校施設として使用する部分と学校以外の他の施設として使用する部分との区分が明確になされていること。

イ 学校施設と学校以外の他の施設として区分使用する場合は、出入口及び当該学校に至る通路等が当該学校の専用であること。

ウ 非常用階段や冷暖房設備など裏にやむを得ないと認められるものを除き、当該学校として使用する部分は、構造上独立したものであること。また、区分使用が2以上の階にまたがる場合は、連続した階であること。

エ 建物を区分使用する学校以外の他の施設が、学校教育に支障を及ぼさないもので、教育上、保健衛生上及び社会通念上適切であり、この条件が将来的にも担保される取決め等（学校法人の寄附行為への規定、学校法人の意思決定機関の決議を経た上で作成された学校法人の誓約書、不動産賃貸借契約への明記等）があること。

オ 運動場及び校舎の面積は、学校以外の施設が使用する部分を除いて、設置基準上必要な面積を備えていること。カ 教育長が別に定める基準を全て充足すること。

(4) 学校施設と他の施設とを複合化した建物において、建物を区分所有して校舎とする場合には、次のいずれの条件にも該当していること。

ア 当該建物に係る土地については、学校法人が単独で自己所有していること。

イ (3)アからウまで、オ及びカのいずれの条件にも該当

改正案

現行

すること。

ウ 建物を区分所有する学校以外の他の施設が、学校教育に支障を及ぼさないもので、教育上、保健衛生上及び社会通念上適切であり、この条件が将来的にも担保される区分所有者間での取決め等（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に基づく規約、借地契約への明記等）があること。

(5)・(6) (略)

(7) (6)にかかわらず、既設の学校法人が私立学校を設置する場合は、次の基準を満たす借入金は認められる。

ア一工 (略)

(8) 校地、校舎その他の施設は、負担附でないこと。ただし、(6)、(7)の借入金に係る担保はこの限りでない。

(9)・(10) (略)

(11) 校地、校舎その他の施設及び設備の整備に要する経費及び(9)の経費のための資金で、(6)、(7)の借入金を引いた額が、当該学校の開設時に収納されることが確実に認められること。

8・9 (略)

第2 私立学校の収容定員に係る学則変更認可

1 (略)

2 教職員、施設及び設備等

収容定員を変更する場合は、第1の5から9まで(7の(9)を除く。)の規定を準用する。この場合、第1の5から7まで

(3)・(4) (略)

(5) (4)にかかわらず、既設の学校法人が私立学校を設置する場合は、次の基準を満たす借入金は認められる。

ア一工 (略)

(6) 校地、校舎その他の施設は、負担附でないこと。ただし、(4)、(5)の借入金に係る担保はこの限りでない。

(7)・(8) (略)

(9) 校地、校舎その他の施設及び設備の整備に要する経費及び(7)の経費のための資金で、(4)、(5)の借入金を引いた額が、当該学校の開設時に収納されることが確実に認められること。

8・9 (略)

第2 私立学校の収容定員に係る学則変更認可

1 (略)

2 教職員、施設及び設備等

収容定員を変更する場合は、第1の5から9まで(7の(7)を除く。)の規定を準用する。この場合、第1の5から7まで

改正案	現行
<p>については変更後の収容定員によるものとし、「私立学校」は「収容定員」と、「設置」及び「開設」は「変更」と読み替える。</p> <p>ただし、収容定員を減員する場合は、第1の6から9までの規定は準用しない。</p> <p>第3 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p>1 この基準は、平成〇年〇月〇日から施行する。</p> <p>2 この基準は、<u>施行日以降、新たに申請される私立学校の設置認可及び収容定員に係る学則の変更認可の審査から適用し、この基準施行日前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。</u></p> <p>以下 (略)</p>	<p>については変更後の収容定員によるものとし、「私立学校」は「収容定員」と、「設置」及び「開設」は「変更」と読み替える。</p> <p>ただし、収容定員を減員する場合は、第1の6から9までの規定は準用しない。</p> <p>第3 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>以下 (略)</p>

大阪府私立小学校及び中学校の設置認可等に関する審査基準（案）

大阪府教育長(以下「教育長」という。)が、私立小学校及び私立中学校(以下「私立学校」という。)の設置及び収容定員に係る学則の変更の認可を行う場合は、小学校設置基準(平成14年文部科学省令第14号)及び中学校設置基準(平成14年文部科学省令第15号)その他の関係法令等のほか、この基準及び手続により審査する。

第1 学校の設置認可

1 私立学校の責務

私立学校は、社会的に重要な役割を担っていることから、教育条件の維持向上のため不断の努力をすることにより、その責務に応えうる教育を行うこと。また、学校評価の実施や積極的な情報の提供も行い、保護者や社会からの信頼を得るよう努めること。

2 名称

私立学校に付する名称は、当該学校の目的に照らし、学校の名称としてふさわしいものであり、かつ、既存の学校の名称と紛らわしくないものであること。

3 立地

風俗営業施設(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設をいう。)などの教育にふさわしくない施設が、周辺に数多く立地していないなど、教育を行う上で適切な環境に位置すること。

4 規模

学級数は、原則として小学校については6学級以上、中学校については3学級以上とすること。

5 教職員数

- (1) 教諭等は各教科に当該教科の普通免許を有する者を配置するなど、教育活動に支障をきたさない構成であり、その数については、原則として「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(昭和33年法律第116号、以下「義務教育標準法」という。)に準じること。
- (2) 養護教諭等及び実習助手並びに事務職員の数は、原則として義務教育標準法に準じること。また、事務の責任者をおくこと。

6 施設及び設備等

- (1) 運動場及び校舎の面積は、別表に定める面積以上であること。
- (2) 運動場及び校舎は、同一の敷地内又は隣接地(以下「校内地」という。)にあること。
- (3) 教育上及び安全上支障がないときは、運動場には、体育館等の屋内運動施設の面積も算入することができる。
- (4) 屋外運動場には、ふさわしい施設、設備が整備されていること。
- (5) (2)にかかわらず、校内地の運動場において体育等の授業に支障をきたさないなど、教育上及び安全上支障がなく、かつ、次の基準を満たす場合に限り、校内地以外の敷地の運動場(以下「校外運動場」という。)を(1)の面積に算入することができる。

- ア 校内地の校地面積の1.5倍を超えないこと。
 - イ 校内地から通常の交通手段によりおおむね1時間以内に到達できること。
 - ウ その他運動場としてふさわしい施設、設備等が整備されていること。
- (6) 他の学校等(同一の設置者が設置するものを含む。)と校地、校舎等を共用していないこと(建物の一部を区分使用又は区分所有して校舎とする場合における校地の共用を除く。)。
- (7) (6)にかかわらず、年齢差を考慮した安全対策を講じるなど、安全上及び教育上支障がなく、かつ、次のすべての基準を満たす場合に限り、校地、運動場及び校舎を共用することができる。
- ア 同一の設置者が設置するもので、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条並びに第124条及び第134条第1項に規定する学校等(以下「小学校等」という。)であること。
 - イ 共用する校舎が、当該学校の校内地にあること。
 - ウ 校舎の共用については、普通教室を共用していないこと。また、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校以外の小学校等と校舎を共用する場合は、階全体を占有すること。
 - エ 校舎及び運動場の面積は、当該学校及び共用する小学校等がそれぞれ法令等で必要とされる面積の合計以上であること。
- (8) (7)にかかわらず、中学校が高等学校又は中等教育学校と共用する場合の運動場の面積は、当該学校と共用する学校の収容定員を合計して別表によることができる。この場合、校外運動場の面積は参入しない。
- (9) 校舎に次の施設を備えていること。ただし、やむを得ない事由がある場合で教育上支障がないと認められるときは、1つの施設をもって2つ以上に兼用することができる。
- ア 校長室、会議室、教員室及び事務室
 - イ 相当数の普通教室
 - ウ 社会科教室及びその標本室
 - エ 理科の実験室、標本室及び準備室
 - オ 音楽教室、図工教室及びそれぞれの準備室
 - カ 図書室、講堂及び体育館
 - キ 教員研究室
 - ク 保健室及び休養室
 - ケ その他学校の目的を実現するために必要な施設
- (10) 普通教室と特別教室との合計数は少なくとも同時に授業を行う学級数以上であること。
- (11) 教職員及び児童生徒の数等に応じて必要な校具(机、椅子等)、教具(器具、図書、標本、模型等)が備えられていること。
- (12) 校舎は、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他法令が定める基準に適合しているものであること。また、その他の法令等について遵守したものであること。

7 資産等

- (1) 校地、校舎その他の施設は、自己所有であること。
- (2) (1)にかかわらず、教育上支障がなく、かつ、次のア又はイのいずれかに該当し、将来にわたり安定して使用できる場合に限り、借用とすることができる。
- ア 20年以上にわたり、賃借権等を取得し、これを登記すること。
 - イ 所有者が国、地方公共団体等の公共的団体である場合は、20年未満の賃貸借契約等の締結による借用を認めるものとする。この場合、20年以上の安定的な利用を確保できることが確実であること。
- (3) 学校施設と他の施設とを複合化した建物において、建物の一部を区分使用して校舎とする場合にあっては、当該建物全体が自己所有であることとし、かつ、次のいずれの条件にも該当していること。ただし、(2)イ及び次のいずれの条件にも該当する場合には、国又は地方公共団体が所有す

る建物の一部を区分使用して校舎とすることができるものとする。

ア 非常用階段や冷暖房設備など真にやむを得ないと認められるものを除き、学校施設として使用する部分と学校以外の他の施設として使用する部分との区分が明確になされていること。

イ 学校施設と学校以外の他の施設として区分使用する場合は、出入口及び当該学校に至る通路等が当該学校の専用であること。

ウ 非常用階段や冷暖房設備など真にやむを得ないと認められるものを除き、当該学校として使用する部分は、構造上独立したものであること。また、区分使用が2以上の階にまたがる場合は、連続した階であること。

エ 建物を区分使用する学校以外の他の施設が、学校教育に支障を及ぼさないもので、教育上、保健衛生上及び社会通念上適切であり、この条件が将来的にも担保される取決め等（学校法人の寄附行為への規定、学校法人の意思決定機関の決議を経た上で作成された学校法人の誓約書、不動産賃貸借契約への明記等）があること。

オ 運動場及び校舎の面積は、学校以外の施設が使用する部分を除いて、設置基準上必要な面積を備えていること。

カ 教育長が別に定める基準を全て充足すること。

(4) 学校施設と他の施設とを複合化した建物において、建物を区分所有して校舎とする場合にあっては、次のいずれの条件にも該当していること。

ア 当該建物に係る土地については、学校法人が単独で自己所有していること。

イ (3)アからウまで、オ及びカのいずれの条件にも該当すること。

ウ 建物を区分所有する学校以外の他の施設が、学校教育に支障を及ぼさないもので、教育上、保健衛生上及び社会通念上適切であり、この条件が将来的にも担保される区分所有者間での取決め等（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に基づく規約、借地契約への明記等）があること。

(5) 設備は自己所有であり、負担附（担保に供せられている等）でないこと。ただし、教育上支障がないと認められる場合における情報機器等の借用はこの限りでない。

(6) 私立学校の設置に係る負債（日本私立学校振興・共済事業団からの借入金を除く。）がないこと。

(7) (6)にかかわらず、既設の学校法人が私立学校を設置する場合は、次の基準を満たす借入金は認められる。

ア 借入金額が校地取得費及び校舎建築費の3分の2以下であること。

イ 借入先が確実な金融機関であること。

ウ 適正な返済計画があり、かつ、実行可能であること。

エ 当該借入後において、学校法人の総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合が30%以下であり、かつ、学校法人の負債に係る各年度の償還額が当該年度の帰属収入の20%以下であること。

(8) 校地、校舎その他の施設は、負担附でないこと。ただし、(6)、(7)の借入金に係る担保はこの限りでない。

(9) 開設年度の人件費の3分の1に相当する運用資金を保有していること。

(10) 開設年度から少なくとも2年間の学校運営に係る予算について、適正な計画を立てており、授業料、入学金等現金の経常的収入その他の収入で収支の均衡を保つことが可能であると認められること。

(11) 校地、校舎その他の施設及び設備の整備に要する経費及び(9)の経費のための資金で、(6)、(7)の借入金を引いた額が、私立学校開設時に収納されることが確実と認められること。

8 学校法人の管理運営

学校法人の管理運営については、適正を期し難いと認められる事実がないこと。例えば、次の事項に

留意すること。

- (1) 法令の規定、法令の規定による処分及び寄附行為に基づいて、適正に管理運営されていること。
- (2) 役員の間における訴訟その他の紛争の有無
- (3) 日本私立学校振興・共済事業団等からの借入金の償還(利息、延滞金の支払いを含む。)又は公租公課(日本私立学校振興・共済事業団の掛金を含む。)の納付状況

9 資格

私立学校の設置認可を受ける者は、次に掲げる者でないこと。

- (1) 学校教育法第4条及び第130条に定める認可の申請において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して5年を経過していないものうち教育長が悪質と判断した者
- (2) 学校教育法第13条の規定により学校等の閉鎖命令処分を受けた日から起算して5年を経過していない者(学校等の閉鎖命令処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該学校等の廃止についての認可の申請又は届出を行った者(当該学校等の廃止について相当の理由がある者を除く。))で、当該申請又は届出の日から起算して5年を経過していないものを含む。)

第2 私立学校の収容定員に係る学則変更認可

1 規模

収容定員数の設定については、第1の4の規定を準用する。

2 教職員、施設及び設備等

収容定員を変更する場合は、第1の5から9まで(7の(9)を除く。)の規定を準用する。この場合、第1の5から7までの規定については変更後の収容定員によるものとし、「私立学校」は「収容定員」と、「設置」及び「開設」は「変更」と読み替える。

ただし、収容定員を減員する場合は、第1の6から9までの規定は準用しない。

第3 申請手続及び標準処理期間

1 私立学校の設置認可

(1) 計画書の提出

私立学校の設置認可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、原則として開設年度の前々年度の9月30日までに計画書を教育庁私学課に提出すること。この場合において申請者は、教育庁私学課から申請についての助言を受けることができる。

(2) 申請書の提出

申請者は、様式第1号により認可申請書(以下「申請書」という。)に関係書類を添えて、校舎の建築等を伴う場合は、原則として開設年度の前々年度の11月30日までに、校舎の建築等を伴わない場合は、原則として開設年度の前年度の6月30日までに教育長に申請すること。

(3) 審査期間等

ア 教育長は、適正な内容の申請書を受理後、内容を審査した上、直近の大阪府私立学校審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、審議会からの答申後10日以内に答申の内容を申請者に通知する。

イ 申請者は、申請内容に変更があったときは、様式第2号により変更届を提出するものとし、教育長は、変更届の提出があったときは、当該変更届の内容につき直近の審議会に報告する。この場合において、教育長は、当該変更届の内容について当初の申請内容から重大な変更があったと認めるときは、当該変更届の内容につき再度、直近の審議会に諮問するものとし、審議

会からの再度の答申後10日以内に当該答申の内容を申請者に通知する。

ウ 教育長は、私立学校の施設及び設備が申請内容と相違ないことを確認した場合は、原則として開設年度の前年度の9月30日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知する。

2 私立学校の収容定員に係る学則の変更認可

1の規定を準用する。その場合、「設置」は「収容定員に係る学則の変更」と、「開設」は「変更」と読み替える。

ただし、収容定員を減員する場合の申請書の提出は、原則として変更年度の前年度の1月31日までとし、原則として変更年度の前年度の3月31日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

附則

- 1 この基準は、平成28年5月13日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される私立学校の設置認可及び収容定員に係る学則の変更認可の審査から適用し、この基準施行以前に申請されている私立学校の設置認可の審査については、なお従前の例による。

附則

- 1 この基準は、平成30年1月12日から施行する。ただし、第1の9の資格に関する規定は、同年5月1日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される私立学校の設置認可及び収容定員に係る学則の変更認可の審査から適用し、この基準施行以前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。

附則

- 1 この基準は、平成31年1月18日から施行する。ただし、第1の9の資格に関する改正規定は、同年5月1日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される私立学校の設置認可及び収容定員に係る学則の変更認可の審査から適用し、この基準施行以前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。

附則

- 1 この基準は、平成〇年〇月〇日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される私立学校の設置認可及び収容定員に係る学則の変更認可の審査から適用し、この基準施行日前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。

別表

小学校

運動場	
定員	面積(平方メートル)
240人以下	2400(中学校、高等学校又は中等教育学校と共用している場合は定員×10)

241人以上720人以下	$2400+10 \times (\text{定員}-240)$
721人以上	7200
校舎	
定員	面積(平方メートル)
40人以下	500
41人以上480人以下	$500+5 \times (\text{定員}-40)$
481人以上	$2700+3 \times (\text{定員}-480)$

ただし、他の学校と運動場を共用している場合は、全体で2,400平方メートル以上必要。

「定員」とは、学則上の定員のことをいう。

中学校

運動場	
定員	面積(平方メートル)
240人以下	3600 (小学校、高等学校又は中等教育学校と共用している場合は定員×15)
241人以上720人以下	$3600+10 \times (\text{定員}-240)$
721人以上	8400
校舎	
定員	面積(平方メートル)
40人以下	600
41人以上480人以下	$600+6 \times (\text{定員}-40)$
481人以上	$3240+4 \times (\text{定員}-480)$

ただし、他の学校と運動場を共用している場合は、全体で3,600平方メートル以上必要。

「定員」とは、学則上の定員のことをいう。

○「大阪府私立中等教育学校の設置認可等に関する審査基準」新旧対照表

改正案	現行
<p>第1 私立学校の設置認可</p> <p>1-5 (略)</p> <p>6 施設及び設備等</p> <p>(1)-(6) (略)</p> <p>(7) 他の学校等(同一の設置者が設置するものを含む。)と校地、校舎等を共用しないこと(建物の一部を区分使用又は区分所有して校舎とする場合における校地の共用を除く。)</p> <p>(8)-(12) (略)</p> <p>(13) 校舎は、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他法令が定める基準に適合しているものであること。また、その他の法令等について遵守したものであること。</p> <p>7 資産等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校施設と他の施設とを複合化した建物において、建築物の一部を区分使用して校舎とする場合には、当該建築物全体が自己所有であることとし、かつ、次のいずれの条件にも該当していること。ただし、(2)イ及び次のいずれの条件にも該当する場合には、国又は地方公共団体が所有する建築物の一部を区分使用して校舎とすることができるものとする。</p> <p>ア 非常用階段や冷暖房設備など真にやむを得ないと認め</p>	<p>第1 私立学校の設置認可</p> <p>1-5 (略)</p> <p>6 施設及び設備等</p> <p>(1)-(6) (略)</p> <p>(7) 他の学校等(同一の設置者が設置するものを含む。)と校地、校舎等を共用していないこと。</p> <p>(8)-(12) (略)</p> <p>7 資産等</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

改正案

現行

られるものを除き、学校施設として使用する部分と学校以外の他の施設として使用する部分との区分が明確にな
されていること。

イ 学校施設と学校以外の他の施設として区分使用する場
合は、出入口及び当該学校に至る通路等が当該学校の専
用であること。

ウ 非常用階段や冷暖房設備など真にやむを得ないと認め
られるものを除き、当該学校として使用する部分は、構
造上独立したものであること。また、区分使用が2以上
の階にまたがる場合は、連続した階であること。

エ 建物を区分使用する学校以外の他の施設が、学校教育
に支障を及ぼさないもので、教育上、保健衛生上及び社
会通念上適切であり、この条件が将来的にも担保される
取決め等（学校法人の寄附行為への規定、学校法人の意
思決定機関の決議を経た上で作成された学校法人の誓約
書、不動産賃貸借契約への明記等）があること。

オ 運動場及び校舎の面積は、学校以外の施設が使用する
部分を除いて、設置基準上必要な面積を備えていること。
カ 教育長が別に定める基準を全て充足すること。

(4) 学校施設と他の施設とを複合化した建物において、建物
を区分所有して校舎とする場合にあっては、次のいずれの
条件にも該当していること。

ア 当該建物に係る土地については、学校法人が単独で自
己所有していること。

イ (3)アからウまで、オ及びカのいずれの条件にも該当
すること。

改正案

現行

ウ 建物を区分所有する学校以外の他の施設が、学校教育に支障を及ぼさないもので、教育上、保健衛生上及び社会通念上適切であり、この条件が将来的にも担保される区分所有者間での取決め等（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）に基づく規約、借地契約への明記等）があること。

(5)・(6) (略)

(7) (6)にかかわらず、既設の学校法人が私立学校を設置する場合は、次の基準を満たす借入金は認められる。

ア一工 (略)

(8) 校地、校舎その他の施設は、負担附でないこと。ただし、(6)、(7)の借入金に係る担保はこの限りでない。

(9)・(10) (略)

(11) 校地、校舎その他の施設及び設備の整備に要する経費及び(9)の経費のための資金で、(6)、(7)の借入金を引いた額が、当該学校の開設時に収納されることが確実と認められること。

8・9 (略)

第2 後期課程の課程の設置認可

第1の3から9まで(6及び7の(9)を除く。)の規定を準用する。この場合、「私立学校」は「課程」と読み替える。

第3 後期課程の学科の設置認可

第1の4から9まで(4(1)、6及び7の(9)を除く。)の規定を準用する。この場合、「私立学校」は「学科」と読み替

(3)・(4) (略)
(5) (4)にかかわらず、既設の学校法人が私立学校を設置する場合は、次の基準を満たす借入金は認められる。

ア一工 (略)

(6) 校地、校舎その他の施設は、負担附でないこと。ただし、(4)、(5)の借入金に係る担保はこの限りでない。

(7)・(8) (略)

(9) 校地、校舎その他の施設及び設備の整備に要する経費及び(7)の経費のための資金で、(4)、(5)の借入金を引いた額が、当該学校の開設時に収納されることが確実と認められること。

8・9 (略)

第2 後期課程の課程の設置認可

第1の3から9まで(6及び7の(7)を除く。)の規定を準用する。この場合、「私立学校」は「課程」と読み替える。

第3 後期課程の学科の設置認可

第1の4から9まで(4(1)、6及び7の(7)を除く。)の規定を準用する。この場合、「私立学校」は「学科」と読み替

改正案	現行
<p>える。</p> <p>第4 私立学校の収容定員に係る学則の変更認可</p> <p>1 (略)</p> <p>2 教職員、施設及び設備等 収容定員を変更する場合は、第1の5から9まで(7の(9)を除く。)の規定を準用する。この場合、第1の5から7までの規定については変更後の収容定員によるものとし、「私立学校」は「収容定員」と、「設置」及び「開設」は「変更」と読み替える。</p> <p>ただし、収容定員を減員する場合は、第1の6から9までの規定は準用しない。</p> <p>第5 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則</p> <p>1 この基準は、平成〇年〇月〇日から施行する。</p> <p>2 この基準は、<u>施行日以降、新たに申請される私立学校の設置認可、課程(学科)の設置認可及び収容定員に係る学則の変更認可の審査から適用し、この基準施行日前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。</u></p> <p>以下(略)</p>	<p>える。</p> <p>第4 私立学校の収容定員に係る学則の変更認可</p> <p>1 (略)</p> <p>2 教職員、施設及び設備等 収容定員を変更する場合は、第1の5から9まで(7の(7)を除く。)の規定を準用する。この場合、第1の5から7までの規定については変更後の収容定員によるものとし、「私立学校」は「収容定員」と、「設置」及び「開設」は「変更」と読み替える。</p> <p>ただし、収容定員を減員する場合は、第1の6から9までの規定は準用しない。</p> <p>第5 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>以下(略)</p>

大阪府私立中等教育学校の設置認可等に関する審査基準（案）

大阪府教育長(以下「教育長」という。)が、私立中等教育学校(以下「私立学校」という。)の設置、私立学校の課程・学科の設置及び私立学校の収容定員に係る学則変更の認可を行う場合は、関係法令等のほか、この基準及び手続により審査する。

第1 私立学校の設置認可

1 私立学校の責務

私立学校は、社会的に重要な役割を担っていることから、教育条件の維持向上のため不断の努力をすることにより、その責務に応えうる教育を行うこと。また、学校評価の実施や積極的な情報の提供も行い、保護者や社会からの信頼を得るよう努めること。

2 名称

私立学校に付する名称は、当該学校の目的に照らし、学校の名称としてふさわしいものであり、かつ、既存の学校の名称と紛らわしくないものであること。

3 立地

- (1) 風俗営業施設(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設をいう。)などの教育にふさわしくない施設が、周辺に数多く立地していないなど、教育を行う上で適切な環境に位置すること。
- (2) 適正な教育条件を確保するため、既存の私立学校の配置、学科の設置等の状況を考慮した適切な立地であること。

4 規模

- (1) 学級数は、前期課程、後期課程とも、原則として3学級以上とすること。
- (2) 私立学校の収容定員については、適正な教育条件を確保するため、生徒数の将来動向及び既存の私立学校の収容定員等の状況を考慮した適切な規模であること。

5 教職員数

- (1) 教諭等は、各教科に当該教科の普通免許を有する者を配置するなど、教育活動に支障をきたさない構成であり、その数については原則として、前期課程は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(昭和33年法律第116号、以下「義務教育標準法」という。)に、後期課程は「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」(昭和36年法律第188号、以下「高等学校標準法」という。)に準じること。
- (2) 養護教諭等及び実習助手並びに事務職員の数は、原則として前期課程は義務教育標準法に、後期課程は高等学校標準法に準じること。

6 施設及び設備等

- (1) 前期課程の運動場の面積については、別表1に定める面積以上であること。後期課程の運動場の面積については、原則として8,400平方メートル以上であること。ただし、後期課程において、屋内運動施設を有している場合で、かつ、教育上及び安全上支障のない場合は、別表1に定める面積以上とすることができる。

- (2) 校舎の面積は、前期課程、後期課程それぞれについて別表2に定める面積以上であること。
- (3) 運動場及び校舎は、同一の敷地内又は隣接地(以下「校内地」という。)にあること。
- (4) 教育上及び安全上支障がないときは、運動場には、体育館等の屋内運動施設の面積も算入することができる。
- (5) 屋外運動場には、ふさわしい施設・設備が整備されていること。
- (6) (3)にかかわらず、校内地の運動場において体育等の授業に支障をきたさないなど、教育上及び安全上支障がなく、かつ、次の基準を満たす場合に限り、校内地以外の敷地の運動場(以下「校外運動場」という。)を(1)の面積に算入することができる。
- ア 校内地の校地面積の1.5倍を超えないこと。
- イ 校内地から通常交通手段によりおおむね1時間以内に到達できること。
- ウ その他運動場としてふさわしい施設、設備等が整備されていること。
- (7) 他の学校等(同一の設置者が設置するものを含む。)と校地、校舎等を共用していないこと(建物の一部を区分使用又は区分所有して校舎とする場合における校地の共用を除く。)
- (8) (7)にかかわらず、年齢差を考慮した安全対策を講じるなど、安全上及び教育上支障がなく、かつ、次のすべての基準を満たす場合に限り、校地、運動場及び校舎を共用することができる。
- ア 同一の設置者が設置するもので、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条並びに第124条及び第134条第1項に規定する学校等(以下「中等教育学校等」という。)であること。
- イ 共用する校舎が、当該学校の校内地にあること。
- ウ 校舎の共用については、普通教室を共用していないこと。また、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校以外の中等教育学校等と校舎を共用する場合は、階全体を占有すること。
- エ 校舎及び運動場の面積は、当該学校及び共用する中等教育学校等がそれぞれ法令等で必要とされる面積の合計以上であること。
- (9) (8)にかかわらず、中学校、高等学校及び中等教育学校(前期課程と後期課程の共用を含む。)と共用する場合の運動場の面積は、当該学校と共用する学校の収容定員を合計して(1)ただし書きにすることができる。この場合、校外運動場の面積は算入しない。
- (10) 前期課程の校舎に次の施設を備えていること。ただし、やむを得ない事由がある場合で教育上支障がないと認められるときは、1つの施設をもって2つ以上に兼用することができる。
- ア 校長室、会議室、教員室及び事務室
- イ 相当数の普通教室
- ウ 社会科教室及びその標本室
- エ 理科の実験室、標本室及び準備室
- オ 音楽教室、図工教室及びそれぞれの準備室
- カ 図書室、講堂及び体育館
- キ 教員研究室
- ク 保健室及び休養室
- ケ その他学校の目的を実現するために必要な施設
- (11) 普通教室と特別教室との合計数は少なくとも同時に授業を行う学級数以上であること。
- (12) 教職員及び生徒の数等に応じて必要な校具(机、椅子等)、教具(器具、図書、標本、模型等)等が備えられていること。
- (13) 校舎は、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他法令が定める基準に適合しているものであること。また、その他の法令等について遵守したものであること。

7 資産等

- (1) 校地、校舎その他の施設は、自己所有であること。
- (2) (1)にかかわらず、教育上支障がなく、かつ、次のア又はイのいずれかに該当し、将来にわた

り安定して使用できる場合に限り、借用とすることができる。

ア 20年以上にわたり、賃借権等を取得し、これを登記すること。

イ 所有者が国、地方公共団体等の公共的団体である場合は、20年未満の賃貸借契約等の締結による借用を認めるものとする。この場合、20年以上の安定的な利用を確保できることが確実であること。

(3) 学校施設と他の施設とを複合化した建物において、建物の一部を区分使用して校舎とする場合にあっては、当該建物全体が自己所有であることとし、かつ、次のいずれの条件にも該当していること。ただし、(2)イ及び次のいずれの条件にも該当する場合には、国又は地方公共団体が所有する建物の一部を区分使用して校舎とすることができるものとする。

ア 非常用階段や冷暖房設備など真にやむを得ないと認められるものを除き、学校施設として使用する部分と学校以外の他の施設として使用する部分との区分が明確になされていること。

イ 学校施設と学校以外の他の施設として区分使用する場合は、出入口及び当該学校に至る通路等が当該学校の専用であること。

ウ 非常用階段や冷暖房設備など真にやむを得ないと認められるものを除き、当該学校として使用する部分は、構造上独立したものであること。また、区分使用が2以上の階にまたがる場合は、連続した階であること。

エ 建物を区分使用する学校以外の他の施設が、学校教育に支障を及ぼさないもので、教育上、保健衛生上及び社会通念上適切であり、この条件が将来的にも担保される取決め等（学校法人の寄附行為への規定、学校法人の意思決定機関の決議を経た上で作成された学校法人の誓約書、不動産賃貸借契約への明記等）があること。

オ 運動場及び校舎の面積は、学校以外の施設が使用する部分を除いて、設置基準上必要な面積を備えていること。

カ 教育長が別に定める基準を全て充足すること。

(4) 学校施設と他の施設とを複合化した建物において、建物を区分所有して校舎とする場合にあっては、次のいずれの条件にも該当していること。

ア 当該建物に係る土地については、学校法人が単独で自己所有していること。

イ (3)アからウまで、オ及びカのいずれの条件にも該当すること。

ウ 建物を区分所有する学校以外の他の施設が、学校教育に支障を及ぼさないもので、教育上、保健衛生上及び社会通念上適切であり、この条件が将来的にも担保される区分所有者間での取決め等（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に基づく規約、借地契約への明記等）があること。

(5) 設備は自己所有であり、負担附（担保に供せられている等）でないこと。ただし、教育上支障がないと認められる場合における情報機器等の借用はこの限りでない。

(6) 私立学校の設置に係る負債（日本私立学校振興・共済事業団からの借入金を除く。）がないこと。

(7) (6)にかかわらず、既設の学校法人が私立学校を設置する場合は、次の基準を満たす借入金は認められる。

ア 借入金額が校地取得費及び校舎建築費の3分の2以下であること。

イ 借入先が確実な金融機関であること。

ウ 適正な返済計画があり、かつ、実行可能であること。

エ 当該借入後において、学校法人の総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合が30%以下であり、かつ、学校法人の負債に係る各年度の償還額が当該年度の帰属収入の20%以下であること。

(8) 校地、校舎その他の施設は、負担附でないこと。ただし、(6)、(7)の借入金に係る担保はこの限りでない。

(9) 開設年度の人件費の3分の1に相当する運用資金を保有していること。

(10) 開設年度から少なくとも2年間の学校運営に係る予算について、適正な計画を立てており、授業料、入学料等現金の経常的収入その他の収入で収支の均衡を保つことが可能であると認められること。

(11) 校地、校舎その他の施設及び設備の整備に要する経費及び(9)の経費のための資金で、(6)、(7)の借入金を引いた額が、私立学校開設時に収納されることが確実と認められること。

8 学校法人の管理運営

学校法人の管理運営については、適正を期し難いと認められる事実がないこと。例えば、次の事項に留意すること。

- (1) 法令の規定、法令の規定による処分及び寄附行為に基づいて、適正に管理運営されていること。
- (2) 役員の間における訴訟その他の紛争の有無
- (3) 日本私立学校振興・共済事業団等からの借入金の償還(利息、延滞金の支払いを含む。)又は公租公課(日本私立学校振興・共済事業団の掛金を含む。)の納付状況

9 資格

私立学校の設置認可を受ける者は、次に掲げる者でないこと。

- (1) 学校教育法第4条及び第130条に定める認可の申請において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して5年を経過していないものうち教育長が悪質と判断した者
- (2) 学校教育法第13条の規定により学校等の閉鎖命令処分を受けた日から起算して5年を経過していない者(学校等の閉鎖命令処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該学校等の廃止についての認可の申請又は届出を行った者(当該学校等の廃止について相当の理由がある者を除く。))で、当該申請又は届出の日から起算して5年を経過していないものを含む。)

第2 後期課程の課程の設置認可

第1の3から9まで(6及び7の(9)を除く。)の規定を準用する。この場合、「私立学校」は「課程」と読み替える。

第3 後期課程の学科の設置認可

第1の4から9まで(4(1)、6及び7の(9)を除く。)の規定を準用する。この場合、「私立学校」は「学科」と読み替える。

第4 私立学校の収容定員に係る学則の変更認可

1 規模

収容定員数の設定については、第1の4の規定を準用する。

2 教職員、施設及び設備等

収容定員を変更する場合は、第1の5から9まで(7の(9)を除く。)の規定を準用する。この場合、第1の5から7までの規定については変更後の収容定員によるものとし、「私立学校」は「収容定員」と、「設置」及び「開設」は「変更」と読み替える。

ただし、収容定員を減員する場合は、第1の6から9までの規定は準用しない。

第5 申請手続及び標準処理期間

1 私立学校の設置認可

(1) 計画書の提出

私立学校の設置認可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、原則として開設年度の前々年度の9月30日までに計画書を教育庁私学課に提出すること。この場合において申請者は、教育庁私学課から申請についての助言を受けることができる。

(2) 申請書の提出

申請者は、様式第1号により認可申請書(以下「申請書」という。)に関係書類を添えて、校舎の建築等を伴う場合は、原則として開設年度の前々年度の11月30日までに、校舎の建築等を伴わない場合は、原則として開設年度の前年度の6月30日までに教育長に申請すること。

(3) 審査期間等

ア 教育長は、適正な内容の申請書を受理後、内容を審査した上、直近の大阪府私立学校審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、審議会からの答申後10日以内に答申の内容を申請者に通知する。

イ 申請者は、申請内容に変更があったときは、様式第2号により変更届を提出するものとし、教育長は、変更届の提出があったときは、当該変更届の内容につき直近の審議会に報告する。この場合において、教育長は、当該変更届の内容について当初の申請内容から重大な変更があったと認めるときは、当該変更届の内容につき再度、直近の審議会に諮問するものとし、審議会からの再度の答申後10日以内に当該答申の内容を申請者に通知する。

ウ 教育長は、私立学校の施設及び設備が申請内容と相違ないことを確認した場合は、原則として開設年度の前年度の9月30日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知する。

2 後期課程の課程又は学科の設置認可

1の規定を準用する。この場合、「私立学校」は「課程(学科)」と読み替える。

3 私立学校の収容定員に係る学則の変更認可

1の規定を準用する。この場合、「設置」は「収容定員に係る学則の変更」と、「開設」は「変更」と読み替える。

ただし、収容定員を減員する場合の申請書の提出は、原則として変更年度の前年度の1月31日までとし、原則として変更年度の前年度の3月31日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

附則

1 この基準は、平成28年5月13日から施行する。

2 この基準は、施行日以降、新たに申請される私立学校の設置認可、課程(学科)の設置認可及び収容定員に係る学則の変更認可の審査から適用する。

附則

1 この基準は、平成30年1月12日から施行する。ただし、第1の9の資格に関する規定は、同年5月1日から施行する。

2 この基準は、施行日以降、新たに申請される私立学校の設置認可、課程(学科)の設置認可及び収容定員に係る学則の変更認可の審査から適用し、この基準施行以前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。

附則

1 この基準は、平成31年1月18日から施行する。ただし、第1の9の資格に関する改正規定は、同

年5月1日から施行する。

- 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される私立学校の設置認可、課程(学科)の設置認可及び収容定員に係る学則の変更認可の審査から適用し、この基準施行以前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。

附則

- 1 この基準は、平成〇年〇月〇日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される私立学校の設置認可、課程(学科)の設置認可及び収容定員に係る学則の変更認可の審査から適用し、この基準施行日前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。

別表1

運動場

定員	必要面積(平方メートル)
240人以下	3600(小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校と共用している場合は定員×15)
241人以上	$3600 + 10 \times (\text{定員} - 240)$
720人以下	8400
721人以上	

各課程の定員毎に別表1により必要面積を算出する。

ただし、他の学校と運動場を共用している場合は、全体で3,600平方メートル以上必要

別表2

校舎

前期課程定員	必要面積(平方メートル)
40人以下	600
41人以上 480人以下	$600 + 6 \times (\text{前期課程定員} - 40)$
481人以上	$3240 + 4 \times (\text{前期課程定員} - 480)$
後期課程定員	必要面積(平方メートル)
120人以下	1200
121人以上 480人以下	$1200 + 6 \times (\text{後期課程定員} - 120)$
481人以上	$3360 + 4 \times (\text{後期課程定員} - 480)$

別表1及び2の「定員」とは、学則上の定員をいう。

○「大阪府私立全日制高等学校等の設置認可等に関する審査基準」新旧対照表

改正案	現行
<p>第1 私立学校の設置認可</p> <p>1-5 (略)</p> <p>6 施設及び設備等</p> <p>(1)-(7) (略)</p> <p>(8) 他の学校等(同一の設置者が設置するものを含む。)と校地、校舎等を共用しないこと(建物の一部を区分使用又は区分所有して校舎とする場合における校地の共用を除く。)</p> <p>(9)-(11) (略)</p> <p>(12) 校舎は、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他法令が定める基準に適合しているものであること。また、その他の法令等について遵守したものであること。</p> <p>7 資産等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校施設と他の施設とを複合化した建物において、建物の一部を区分使用して校舎とすることは、当該建物全体が自己所有であることとし、かつ、次のいずれの条件にも該当していること。ただし、(2)イ及び次のいずれの条件にも該当する場合には、国又は地方公共団体が所有する建物の一部を区分使用して校舎とすることができるものとする。</p> <p>ア 非常用階段や冷暖房設備など真にやむを得ないと認め</p>	<p>第1 私立学校の設置認可</p> <p>1-5 (略)</p> <p>6 施設及び設備等</p> <p>(1)-(7) (略)</p> <p>(8) 他の学校等(同一の設置者が設置するものを含む。)と校地、校舎等を共用していないこと。</p> <p>(9)-(11) (略)</p> <p>7 資産等</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

改正案

現行

られるものを除き、学校施設として使用する部分と学校以外の他の施設として使用する部分との区分が明確にな
されていること。

イ 学校施設と学校以外の他の施設として区分使用する場
合は、出入口及び当該学校に至る通路等が当該学校の専
用であること。

ウ 非常用階段や冷暖房設備など真にやむを得ないと認め
られるものを除き、当該学校として使用する部分は、構
造上独立したものであること。また、区分使用が2以上
の階にまたがる場合は、連続した階であること。

エ 建物を区分使用する学校以外の他の施設が、学校教育
に支障を及ぼさないもので、教育上、保健衛生上及び社
会通念上適切であり、この条件が将来的にも担保される
取決め等（学校法人の寄附行為への規定、学校法人の意
思決定機関の決議を経た上で作成された学校法人の誓約
書、不動産賃貸借契約への明記等）があること。

オ 運動場及び校舎の面積は、学校以外の施設が使用する
部分を除いて、設置基準上必要な面積を備えていること。
カ 教育長が別に定める基準を全て充足すること。

(4) 学校施設と他の施設とを複合化した建物において、建物
を区分所有して校舎とする場合にあっては、次のいずれの
条件にも該当していること。

ア 当該建物に係る土地については、学校法人が単独で自
己所有していること。

イ (3)アからウまで、オ及びカのいずれの条件にも該当

改正案

現行

すること。

ウ 建物を区分所有する学校以外の他の施設が、学校教育に支障を及ぼさないもので、教育上、保健衛生上及び社会通念上適切であり、この条件が将来的にも担保される区分所有者間での取決め等（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に基づく規約、借地契約への明記等）があること。

(5)・(6) (略)

(7) (6)にかかわらず、既設の学校法人が私立学校を設置する場合は、次の基準を満たす借入金は認められる。

ア一工 (略)

(8) 校地、校舎その他の施設は、負担附でないこと。ただし、(6)、(7)の借入金に係る担保はこの限りでない。

(9)・(10) (略)

(11) 校地、校舎その他の施設及び設備の整備に要する経費及び(9)の経費のための資金で、(6)、(7)の借入金を引いた額が、当該学校の開設時に収納されることが確実と認められること。

8・9 (略)

第2 課程の設置認可

第1の3から9まで(6及び7の(9)を除く。)の規定を準用する。この場合、「私立学校」は「課程」と読み替える。

第3 学科の設置認可

(3)・(4) (略)

(5) (4)にかかわらず、既設の学校法人が私立学校を設置する場合は、次の基準を満たす借入金は認められる。

ア一工 (略)

(6) 校地、校舎その他の施設は、負担附でないこと。ただし、(4)、(5)の借入金に係る担保はこの限りでない。

(7)・(8) (略)

(9) 校地、校舎その他の施設及び設備の整備に要する経費及び(7)の経費のための資金で、(4)、(5)の借入金を引いた額が、当該学校の開設時に収納されることが確実と認められること。

8・9 (略)

第2 課程の設置認可

第1の3から9まで(6及び7の(7)を除く。)の規定を準用する。この場合、「私立学校」は「課程」と読み替える。

第3 学科の設置認可

改正案

第1の4から9まで(4(1)、6及び7の(9)を除く。)の規定を準用する。この場合、「私立学校」は「学科」と読み替える。

第4 私立学校の収容定員に係る学則変更認可

- 1 (略)
- 2 教職員、施設及び設備等
収容定員を変更する場合は、第1の5から9まで(7の(9)を除く。)の規定を準用する。この場合、第1の5から7までについては変更後の収容定員によるものとし、「私立学校」は「収容定員」と、「設置」及び「開設」は「変更」と読み替える。

ただし、収容定員を減員する場合は、第1の6から9までの規定は準用しない。

第5 (略)

附則 (略)

附則 (略)

附則 (略)

附則

- 1 この基準は、平成〇年〇月〇日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される私立学校の設置認可、課程(学科)の設置認可及び収容定員に係る学則の変更認可の審査から適用し、この基準施行日前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例に

現行

第1の4から9まで(4(1)、6及び7の(7)を除く。)の規定を準用する。この場合、「私立学校」は「学科」と読み替える。

第4 私立学校の収容定員に係る学則変更認可

- 1 (略)
- 2 教職員、施設及び設備等
収容定員を変更する場合は、第1の5から9まで(7の(7)を除く。)の規定を準用する。この場合、第1の5から7までについては変更後の収容定員によるものとし、「私立学校」は「収容定員」と、「設置」及び「開設」は「変更」と読み替える。

ただし、収容定員を減員する場合は、第1の6から9までの規定は準用しない。

第5 (略)

附則 (略)

附則 (略)

附則 (略)

改正案	現行
<u>よる。</u> 以下 (略)	以下 (略)

大阪府私立全日制高等学校等の設置認可等に関する審査基準（案）

大阪府教育長（以下「教育長」という。）が、全日制の課程又は定時制の課程（以下「課程」という。）を置く私立高等学校（以下「私立学校」という。）の設置、私立学校の課程・学科の設置及び私立学校の収容定員に係る学則の変更認可を行う場合は、高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号、以下「設置基準」という。）その他の関係法令等のほか、この基準及び手続により審査する。

第1 私立学校の設置認可

1 私立学校の責務

私立学校は、大阪の教育力の向上に資する特色ある教育を実践し、生徒・保護者の教育需要に応えるという重要な役割を担っていることから、教育条件の維持向上のための不断の努力をすることにより、その責務に応えうる教育を行うこと。また、学校評価の実施や積極的な情報提供も行い、保護者や社会からの信頼を得るように努めること。

2 名称

私立学校に付する名称は、当該学校の目的に照らし、学校の名称としてふさわしいものであり、かつ、既存の学校の名称と紛らわしくないものであること。

3 立地

- (1) 風俗営業施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設をいう。）などの教育にふさわしくない施設が、周辺に数多く立地していないなど、高等学校教育を行う上で適切な環境に位置すること。
- (2) 生徒・保護者の教育需要に基づく適切な立地であること。

4 規模

- (1) 学級数は、原則として3学級以上とすること。
- (2) 収容定員については、生徒・保護者の教育需要及び生徒数の将来動向を考慮した適切な規模であること。

5 教職員数

- (1) 教諭等は、各教科に当該教科の普通免許を有する者を配置するなど、教育活動に支障をきたさない構成であり、その数については、原則として「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」（昭和36年法律第188号、以下「高等学校標準法」という。）に準じること。
- (2) 養護教諭等及び実習助手並びに事務職員の数は、原則として高等学校標準法に準じること。

6 施設及び設備等

- (1) 運動場の面積は、原則として8400平方メートル以上であること。ただし、体育館等の屋内運動施設を有している場合で、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、別表1に定める面積以上であること。
- (2) 校舎の面積は、別表2に定める面積以上であること。
- (3) 運動場及び校舎は、同一の敷地内又は隣接地（以下「校内地」という。）にあること。
- (4) 教育上及び安全上支障がないときは、運動場には、体育館等の屋内運動施設の面積も算入することができる。

- (5) 屋外運動場には、ふさわしい施設、設備が整備されていること。
- (6) (3)にかかわらず、校内地の運動場において体育等の授業に支障をきたさないなど、教育上及び安全上支障がなく、かつ、次の基準を満たす場合に限り、校内地以外の敷地の運動場(以下「校外運動場」という。)を(1)の面積に算入することができる。
- ア 校内地の校地面積の1.5倍を超えないこと。
- イ 校内地から通常交通手段によりおおむね1時間以内に到達できること。
- ウ その他運動場としてふさわしい施設、設備等が整備されていること。
- (7) (3)にかかわらず、教育上及び安全上支障がなく、次のアからエのすべての基準を満たす校舎の敷地は、校内地とみなし、当該校舎の面積を(2)の面積に算入することができるものとする。
- ア 休み時間(授業と授業の間の休憩時間をいう。)に移動できる距離(概ね徒歩5分以内)であること。また、教職員の引率等、安全上必要な措置を講じること。
- イ 生徒の安全性を確保するため、校舎の間の移動を最小限にするよう時間割を設定すること。
- ウ 当該校舎においても、管理職を含めた教員が常駐すること。
- エ 学校行事等については、学校としての一体感を保つための配慮を行うこと。
- (8) 他の学校等(同一の設置者が設置するものを含む。)と校地、校舎等を共用していないこと(建物の一部を区分使用又は区分所有して校舎とする場合における校地の共用を除く。)
- (9) (8)にかかわらず、年齢差を考慮した安全対策を講じるなど、安全上及び教育上支障がなく、かつ、次のすべての基準を満たす場合に限り、校地、運動場及び校舎を共用することができる。
- ア 同一の設置者が設置するもので、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条並びに第124条及び第134条第1項に規定する学校等(以下「高等学校等」という。)であること。
- イ 共用する校舎が、当該学校の校内地にあること。
- ウ 校舎の共用については、普通教室を共用していないこと。また、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校以外の高等学校等と校舎を共用する場合は、階全体を占有すること。
- エ 校舎及び運動場の面積は、当該学校及び共用する高等学校等がそれぞれ法令等で必要とされる面積の合計以上であること。
- (10) (9)にかかわらず、中学校又は中等教育学校と共用する場合の運動場の面積は、当該学校と共用する学校の収容定員を合計して(1)ただし書きによることができる。この場合、校外運動場の面積は算入しない。
- (11) 普通教室と特別教室の合計数は、少なくとも同時に授業を行う学級数以上であること。
- (12) 校舎は、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他法令が定める基準に適合しているものであること。また、その他の法令等について遵守したものであること。

7 資産等

- (1) 校地、校舎その他の施設は、自己所有であること。
- (2) (1)にかかわらず、教育上支障がなく、かつ、次のア又はイのいずれかに該当し、将来にわたり安定して使用できる場合に限り、借用とすることができる。
- ア 20年以上にわたり、賃借権等を取得し、これを登記すること。
- イ 所有者が国、地方公共団体等の公共的団体である場合は、20年未満の賃貸借契約等の締結による借用を認めるものとする。この場合、20年以上の安定的な利用を確保できることが確実であること。
- (3) 学校施設と他の施設とを複合化した建物において、建物の一部を区分使用して校舎とする場合にあっては、当該建物全体が自己所有であることとし、かつ、次のいずれの条件にも該当していること。ただし、(2)イ及び次のいずれの条件にも該当する場合には、国又は地方公共団体が所有する建物の一部を区分使用して校舎とすることができるものとする。
- ア 非常用階段や冷暖房設備など真にやむを得ないと認められるものを除き、学校施設として使用

する部分と学校以外の他の施設として使用する部分との区分が明確になされていること。

イ 学校施設と学校以外の他の施設として区分使用する場合は、出入口及び当該学校に至る通路等が当該学校の専用であること。

ウ 非常用階段や冷暖房設備など真にやむを得ないと認められるものを除き、当該学校として使用する部分は、構造上独立したものであること。また、区分使用が2以上の階にまたがる場合は、連続した階であること。

エ 建物を区分使用する学校以外の他の施設が、学校教育に支障を及ぼさないもので、教育上、保健衛生上及び社会通念上適切であり、この条件が将来的にも担保される取決め等（学校法人の寄附行為への規定、学校法人の意思決定機関の決議を経た上で作成された学校法人の誓約書、不動産賃貸借契約への明記等）があること。

オ 運動場及び校舎の面積は、学校以外の施設が使用する部分を除いて、設置基準上必要な面積を備えていること。

カ 教育長が別に定める基準を全て充足すること。

(4) 学校施設と他の施設とを複合化した建物において、建物を区分所有して校舎とする場合にあっては、次のいずれの条件にも該当していること。

ア 当該建物に係る土地については、学校法人が単独で自己所有していること。

イ (3)アからウまで、オ及びカのいずれの条件にも該当すること。

ウ 建物を区分所有する学校以外の他の施設が、学校教育に支障を及ぼさないもので、教育上、保健衛生上及び社会通念上適切であり、この条件が将来的にも担保される区分所有者間での取決め等（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に基づく規約、借地契約への明記等）があること。

(5) 設備は自己所有であり、負担附（担保に供せられている等）でないこと。ただし、教育上支障がないと認められる場合における情報機器等の借用はこの限りでない。

(6) 私立学校の設置に係る負債（日本私立学校振興・共済事業団からの借入金を除く。）がないこと。

(7) (6)にかかわらず、既設の学校法人が私立学校を設置する場合は、次の基準を満たす借入金は認められる。

ア 借入金額が校地取得費及び校舎建築費の3分の2以下であること。

イ 借入先が確実な金融機関であること。

ウ 適正な返済計画があり、かつ、実行可能であること。

エ 当該借入後において、学校法人の総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合が30%以下であり、かつ、学校法人の負債に係る各年度の償還額が当該年度の帰属収入の20%以下であること。

(8) 校地、校舎その他の施設は、負担附でないこと。ただし、(6)、(7)の借入金に係る担保はこの限りでない。

(9) 開設年度の人件費の3分の1に相当する運用資金を保有していること。

(10) 開設年度から少なくとも2年間の学校運営に係る予算について、適正な計画を立てており、授業料、入学料等現金の経常的収入その他の収入で収支の均衡を保つことが可能であると認められること。

(11) 校地、校舎その他の施設及び設備の整備に要する経費及び(9)の経費のための資金で、(6)、(7)の借入金を引いた額が、当該学校の開設時に収納されることが確実と認められること。

8 学校法人の管理運営

学校法人の管理運営については、適正を期し難いと認められる事実がないこと。例えば、次の事項に留意すること。

(1) 法令の規定、法令の規定による処分及び寄附行為に基づいて、適正に管理運営されていること。

- (2) 役員の間における訴訟その他の紛争の有無
- (3) 日本私立学校振興・共済事業団等からの借入金の償還(利息、延滞金の支払いを含む。)又は公租公課(日本私立学校振興・共済事業団の掛金を含む。)の納付状況

9 資格

私立学校の設置認可を受ける者は、次に掲げる者でないこと。

- (1) 学校教育法第4条及び第130条に定める認可の申請において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して5年を経過していないものうち教育長が悪質と判断した者
- (2) 学校教育法第13条の規定により学校等の閉鎖命令処分を受けた日から起算して5年を経過していない者(学校等の閉鎖命令処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該学校等の廃止についての認可の申請又は届出を行った者(当該学校等の廃止について相当の理由がある者を除く。))で、当該申請又は届出の日から起算して5年を経過していないものを含む。)

第2 課程の設置認可

第1の3から9まで(6及び7の(9)を除く。)の規定を準用する。この場合、「私立学校」は「課程」と読み替える。

第3 学科の設置認可

第1の4から9まで(4(1)、6及び7の(9)を除く。)の規定を準用する。この場合、「私立学校」は「学科」と読み替える。

第4 私立学校の収容定員に係る学則変更認可

1 規模

収容定員数の設定については、第1の4の規定を準用する。

2 教職員、施設及び設備等

収容定員を変更する場合は、第1の5から9まで(7の(9)を除く。)の規定を準用する。この場合、第1の5から7までについては変更後の収容定員によるものとし、「私立学校」は「収容定員」と、「設置」及び「開設」は「変更」と読み替える。

ただし、収容定員を減員する場合は、第1の6から9までの規定は準用しない。

第5 申請手続及び標準処理期間

1 私立学校の設置認可

(1) 計画書の提出

私立学校の設置認可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、原則として開設年度の前々年度の9月30日までに計画書を教育庁私学課に提出すること。この場合において申請者は、教育庁私学課から申請についての助言(教育内容については有識者の意見を踏まえた助言)を受けることができる。

(2) 申請書の提出

申請者は、様式第1号により認可申請書(以下「申請書」という。)に関係書類を添えて、校舎の建築等を伴う場合は、原則として開設年度の前々年度の11月30日までに、校舎の建築等を伴わない場合は、原則として開設年度の前年度の6月30日までに教育長に申請すること。

(3) 審査期間等

- ア 教育長は、適正な内容の申請書を受領後、内容を審査した上、直近の大阪府私立学校審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、審議会からの答申後10日以内に答申の内容を申請者に通知する。
- イ 申請者は、申請内容に変更があったときは、様式第2号により変更届を提出するものとし、教育長は、変更届の提出があったときは、当該変更届の内容につき直近の審議会に報告する。この場合において、教育長は、当該変更届の内容について当初の申請内容から重大な変更があったと認めるときは、当該変更届の内容につき再度、直近の審議会に諮問するものとし、審議会からの再度の答申後10日以内に当該答申の内容を申請者に通知する。
- ウ 教育長は、私立学校の施設及び設備が申請内容と相違ないことを確認した場合は、原則として開設年度の前年度の9月30日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知する。

2 課程又は学科の設置認可

1の規定を準用する。その場合、「私立学校」は「課程(学科)」と読み替える。

3 私立学校の収容定員に係る学則の変更認可

1の規定を準用する。その場合、「設置」は「収容定員に係る学則の変更」と、「開設」は「変更」と読み替える。

ただし、収容定員を減員する場合の申請書の提出は、原則として変更年度の前年度の1月31日までとし、原則として変更年度の前年度の3月31日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

附則

- 1 この基準は、平成28年5月13日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される私立学校の設置認可、課程(学科)の設置認可及び収容定員に係る学則の変更認可の審査から適用し、この基準施行以前に申請されている私立学校の設置認可の審査については、なお従前の例による。

附則

- 1 この基準は、平成30年1月12日から施行する。ただし、第1の9の資格に関する規定は、同年5月1日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される私立学校の設置認可、課程(学科)の設置認可及び収容定員に係る学則の変更認可の審査から適用し、この基準施行以前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。

附則

- 1 この基準は、平成31年1月18日から施行する。ただし、第1の9の資格に関する改正規定は、同年5月1日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される私立学校の設置認可、課程(学科)の設置認可及び収容定員に係る学則の変更認可の審査から適用し、この基準施行以前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。

附則

- 1 この基準は、平成〇年〇月〇日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される私立学校の設置認可、課程(学科)の設置認可及び収容

定員に係る学則の変更認可の審査から適用し、この基準施行日前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。

別表 1

運動場

定員	面積(平方メートル)
240人以下	3600(小学校、中学校又は中等教育学校と共用している場合は定員×15)
241人以上720人以下	3600+10×(定員-240)
721人以上	8400

ただし他の学校と運動場を共用している場合は、全体で3600平方メートル以上必要。

別表 2

校舎

定員	面積(平方メートル)
120人以下	1200
121人以上480人以下	1200+6×(定員-120)
481人以上	3360+4×(定員-480)

※ 別表1及び2の定員とは、学則上の定員をいう。

○「大阪府私立通信制高等学校等の設置認可等に関する審査基準」新旧対照表

改正案	現行
<p>第1 私立学校の設置認可</p> <p>1-5 (略)</p> <p>6 施設及び設備等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 実施校は、他の学校等（同一の設置者が設置するものを含む）と校地、校舎等を共用しないこと（<u>建物の一部を区分使用又は区分所有して校舎とする場合における校地の共用を除く。</u>）。</p> <p>(4) - (6) (略)</p> <p>(7) 校舎は、<u>建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令が定める基準に適合しているものであること。また、その他の法令等について遵守したものであること。</u></p> <p>7 資産等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (2)にかかわらず、<u>学校施設と他の施設とを複合化した建物において、建物の一部を区分使用して校舎とする場合にあつては、当該建物全体が自己所有であることとし、かつ、次のいずれの条件にも該当していること。ただし、(2)イ及び次のいずれの条件にも該当する場合には、国又は地方公共団体が所有する建物の一部を区分使用して校舎とすることができるものとする。</u></p> <p>ア <u>非常用階段や冷暖房設備など真にやむを得ないと認められるものを除き、学校施設として使用する部分と学校</u></p>	<p>第1 私立学校の設置認可</p> <p>1-5 (略)</p> <p>6 施設及び設備等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 実施校は、他の学校等（同一の設置者が設置するものを含む）と校地、校舎等を共用していないこと。</p> <p>(4) - (6) (略)</p> <p>7 資産等</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

改正案

現行

以外の他の施設として使用する部分との区分が明確にな
されていること。

イ 学校施設と学校以外の他の施設として区分使用する場
合は、出入口及び当該学校に至る通路等が当該学校の専
用であること。

ウ 非常用階段や冷暖房設備など真にやむを得ないと認め
られるものを除き、当該学校として使用する部分は、構
造上独立したものであること。また、区分使用が2以上
の階にまたがる場合は、連続した階であること。

エ 建物を区分使用する学校以外の他の施設が、学校教育
に支障を及ぼさないもので、教育上、保健衛生上及び社
会通念上適切であり、この条件が将来的にも担保される
取決め等（学校法人の寄附行為への規定、学校法人の意
思決定機関の決議を経た上で作成された学校法人の誓約
書、不動産賃貸借契約への明記等）があること。

オ 運動場及び校舎の面積は、学校以外の施設が使用する
部分を除いて、設置基準上必要な面積を備えていること。

カ 教育長が別に定める基準を全て充足すること。

(4) (2)にかかわらず、学校施設と他の施設とを複合化した
建物において、建物を区分所有して校舎とする場合にあつ
ては、次のいずれの条件にも該当していること。

ア 当該建物に係る土地については、学校法人が単独で自
己所有していること。

イ (3)アからウまで、才及びカのいずれの条件にも該当
すること。

改正案

ウ 建物を区分所有する学校以外の他の施設が、学校教育に支障を及ぼさないもので、教育上、保健衛生上及び社会通念上適切であり、この条件が将来的にも担保される区分所有者間での取決め等（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）に基づく規約、借地契約への明記等）があること。

(5)・(6) (略)

(7) (6)にかかわらず、既設の学校法人が私立学校を設置する場合は、次の基準を満たす借入金は認められる。

ア一工 (略)

(8) 校地、校舎その他の施設は、負担附でないこと。ただし、(6)、(7)の借入金に係る担保はこの限りでない。

(9)・(10) (略)

(11) 校地、校舎その他の施設及び設備の整備に要する経費及び(9)の経費のための資金で、(6)、(7)の借入金を引いた額が、当該学校の開設時に収納されることが確実と認められること。

8・9 (略)

第2 課程の設置認可

第1の3から9まで（6及び7の(9)を除く。）の規定を準用する。この場合、「私立学校」は「課程」と読み替える。

第3 学科の設置認可

第1の4から9まで（6及び7の(9)を除く。）の規定を準

現行

(3)・(4) (略)

(5) (4)にかかわらず、既設の学校法人が私立学校を設置する場合は、次の基準を満たす借入金は認められる。

ア一工 (略)

(6) 校地、校舎その他の施設は、負担附でないこと。ただし、(4)、(5)の借入金に係る担保はこの限りでない。

(7)・(8) (略)

(9) 校地、校舎その他の施設及び設備の整備に要する経費及び(7)の経費のための資金で、(4)、(5)の借入金を引いた額が、当該学校の開設時に収納されることが確実と認められること。

8・9 (略)

第2 課程の設置認可

第1の3から9まで（6及び7の(7)を除く。）の規定を準用する。この場合、「私立学校」は「課程」と読み替える。

第3 学科の設置認可

第1の4から9まで（6及び7の(7)を除く。）の規定を準

改正案

現行

用する。この場合、「私立学校」は「学科」と読み替える。

用する。この場合、「私立学校」は「学科」と読み替える。

第4 私立学校の収容定員に係る学則変更認可

第4 私立学校の収容定員に係る学則変更認可

1 (略)

1 (略)

2 教職員、施設及び設備等

2 教職員、施設及び設備等

収容定員を変更する場合は、第1の5から9まで(7の(9)を除く。)の規定を準用する。この場合、第1の5から7までについては変更後の収容定員によるものとし、「私立学校」を「収容定員」と、「設置」及び「開設」は「変更」と読み替える。

収容定員を変更する場合は、第1の5から9まで(7の(7)を除く。)の規定を準用する。この場合、第1の5から7までについては変更後の収容定員によるものとし、「私立学校」を「収容定員」と、「設置」及び「開設」は「変更」と読み替える。

ただし、収容定員を減員する場合は、第1の6から9までの規定は準用しない。

ただし、収容定員を減員する場合は、第1の6から9までの規定は準用しない。

第5・第6 (略)

第5・第6 (略)

附則 (略)

附則 (略)

附則 (略)

附則 (略)

附則 (略)

附則 (略)

附則

1 この基準は、平成〇年〇月〇日から施行する。

2 この基準は、施行日以降、新たに申請される課程を置く学校の設置、学校の課程又は学科の設置、課程を置く学校の収容定員に係る学則変更並びに広域の課程を置く学校に係る学則変更認可の審査から適用し、この基準施行日前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。

改正案	現行
以下 (略)	以下 (略)

大阪府私立通信制高等学校等の設置認可等に関する審査基準（案）

大阪府教育長（以下「教育長」という。）が、通信制の課程（以下「課程」という。）を置く私立高等学校又は私立中等教育学校（以下「私立学校」という。）の設置、私立学校の課程・学科の設置、私立学校の収容定員に係る学則変更及び広域の課程を置く私立学校に係る学則変更の認可を行う場合は、高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）、高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号、以下「通信規程」という。）その他の関係法令等のほか、この基準及び手続により審査する。

第1 私立学校の設置認可

1 私立学校の責務

私立学校は、社会的に重要な役割を担っていることから、教育条件の維持向上のため不断の努力をすることにより、その責務に応えうる教育を行うこと。また、学校評価の実施や積極的な情報の提供も行い、保護者や社会からの信頼を得るよう努めること。

2 名称

私立学校に付する名称は、当該学校の目的に照らし、学校の名称としてふさわしいものであり、かつ、既存の学校の名称と紛らわしくないものであること。

3 立地

- (1) 風俗営業施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設をいう。）などの教育にふさわしくない施設が、周辺に数多く立地していないなど、学校教育を行う上で適切な環境に位置すること。
- (2) 適正な教育条件を確保するため、既存の私立学校の配置、学科の設置等の状況を考慮した適切な立地であること。

4 規模

- (1) 私立学校の収容定員は、次の施設ごとの収容定員の合計とする。ただし、協力校の収容定員は当該私立学校に係る定員とする。
 - ア 実施校（通信規程第3条に規定する実施校で、本校及び分校をいう。）
 - イ 協力校（通信規程第3条に規定する協力校をいう。）
- (2) 施設の収容定員については、適正な教育条件を確保するため、設置される都道府県の生徒数の将来動向及び既存の私立学校の収容定員等の状況を考慮した適切な規模であること。

5 教職員数

- (1) 教諭等は、各教科に当該教科の普通免許を有する者を配置するなど、教育活動に支障をきたさない構成であり、その数については、施設ごとに別表1に定める数以上とする。
- (2) 事務職員の数は、施設ごとに別表2に定める数以上とする。

6 施設及び設備等

(1) 通信教育の用に供する施設は、次に掲げるものとする。

ア 実施校

イ 協力校

ウ 指定技能教育施設（学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条第1項に規定する施設をいう。）

(2) 実施校の校舎には、通信規程第9条第1項の各号に掲げる施設及び第10条の設備を備え、独立校の校舎面積は、1200㎡以上とすること。ただし、教育上支障がない場合は、収容定員が240人未満の分校の面積について次によることができる。

定員120人以下 600㎡

定員121人以上240人未満 600㎡+5×(定員-120人)

(3) 実施校は、他の学校等（同一の設置者が設置するものを含む）と校地、校舎等を共用していないこと（建物の一部を区分使用又は区分所有して校舎とする場合における校地の共用を除く。）。

(4) (3)にかかわらず、年齢差を考慮した安全対策を講じるなど、安全上及び教育上支障がなく、かつ、次のすべての基準を満たす場合に限り、校地及び校舎を共用することができる。

ア 同一の設置者が設置するもので、学校教育法第1条並びに第124条及び第134条第1項に規定する学校等であること。

イ 共用する校舎が、当該学校の同一敷地内にあること。

ウ 校舎の共用については、普通教室を共用していないこと。また、当該学校は階全体を占有すること。

エ 校舎の面積は、当該学校及び共用する学校等がそれぞれ法令等で必要とされる面積の合計以上であること。

(5) 分校では、本校に準じ、一元的に教育が行われること。

(6) 協力校及び指定技能教育施設においては、実施校との協力・連携関係を十分に保ち、生徒の修学に支障のないように努めること。

(7) 校舎は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令が定める基準に適合しているものであること。また、その他の法令等について遵守したものであること。

7 資産等

(1) 実施校における校地、校舎その他の施設は、自己所有であること。

ただし、教育上支障がなく、かつ、次のア又はイのいずれかに該当し、将来にわたり安定して使用できる場合に限り、借用とすることができる。

ア 20年以上にわたり、賃借権等を取得し、これを登記すること。

イ 所有者が国、地方公共団体等の公共的団体である場合は、20年未満の賃貸借契約等の締結による借用を認めるものとする。この場合、20年以上の安定的な利用を確保できることが確実であること。

(2) 実施校の校舎は、建物全体を占有すること。

ただし、国又は地方公共団体が設置する文化教育施設等の施設と複合する場合についてはこの限りでない。

(3) (2)にかかわらず、学校施設と他の施設とを複合化した建物において、建物の一部を区分使用し

て校舎とする場合にあっては、当該建物全体が自己所有であることとし、かつ、次のいずれの条件にも該当していること。ただし、(2)イ及び次のいずれの条件にも該当する場合には、国又は地方公共団体が所有する建物の一部を区分使用して校舎とすることができるものとする。

ア 非常用階段や冷暖房設備など真にやむを得ないと認められるものを除き、学校施設として使用する部分と学校以外の他の施設として使用する部分との区分が明確になされていること。

イ 学校施設と学校以外の他の施設として区分使用する場合は、出入口及び当該学校に至る通路等が当該学校の専用であること。

ウ 非常用階段や冷暖房設備など真にやむを得ないと認められるものを除き、当該学校として使用する部分は、構造上独立したものであること。また、区分使用が2以上の階にまたがる場合は、連続した階であること。

エ 建物を区分使用する学校以外の他の施設が、学校教育に支障を及ぼさないもので、教育上、保健衛生上及び社会通念上適切であり、この条件が将来的にも担保される取決め等（学校法人の寄附行為への規定、学校法人の意思決定機関の決議を経た上で作成された学校法人の誓約書、不動産賃貸借契約への明記等）があること。

オ 運動場及び校舎の面積は、学校以外の施設が使用する部分を除いて、設置基準上必要な面積を備えていること。

カ 教育長が別に定める基準を全て充足すること。

(4) (2)にかかわらず、学校施設と他の施設とを複合化した建物において、建物を区分所有して校舎とする場合にあっては、次のいずれの条件にも該当していること。

ア 当該建物に係る土地については、学校法人が単独で自己所有していること。

イ (3)アからウまで、オ及びカのいずれの条件にも該当すること。

ウ 建物を区分所有する学校以外の他の施設が、学校教育に支障を及ぼさないもので、教育上、保健衛生上及び社会通念上適切であり、この条件が将来的にも担保される区分所有者間での取決め等（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に基づく規約、借地契約への明記等）があること。

(5) 設備は自己所有であり、負担附（担保に供せられている等）でないこと。

ただし、教育上支障がないと認められる場合における情報機器等の借用はこの限りでない。

(6) 私立学校の設置に係る負債（日本私立学校振興・共済事業団からの借入金を除く。）がないこと。

(7) (6)にかかわらず、既設の学校法人が私立学校を設置する場合は、次の基準を満たす借入金は認められる。

ア 借入金額が校地取得費及び校舎建築費の3分の2以下であること。

イ 借入先が確実な金融機関であること。

ウ 適正な返済計画があり、かつ、実行可能であること。

エ 当該借入後において、学校法人の総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合が30%以下であり、かつ、学校法人の負債に係る各年度の償還額が当該年度の帰属収入の20%以下であること。

(8) 校地、校舎その他の施設は、負担附でないこと。ただし、(6)、(7)の借入金に係る担保はこの限りでない。

(9) 開設年度の人件費の3分の1に相当する運用資金を保有していること。

(10) 開設年度から少なくとも2年間の学校運営に係る予算について、適正な計画を立てており、授業料、入学料等現金の経常的収入その他の収入で収支の均衡を保つことが可能であると認められるこ

と。

(11) 校地、校舎その他の施設及び設備の整備に要する経費及び(9)の経費のための資金で、(6)、(7)の借入金を引いた額が、私立学校開設時に収納されることが確実と認められること。

8 学校法人の管理運営

学校法人の管理運営については、適正を期し難いと認められる事実がないこと。例えば、次の事項に留意すること。

- (1) 法令の規定、法令の規定による処分及び寄附行為に基づいて、適正に管理運営されていること。
- (2) 役員の間における訴訟その他の紛争の有無
- (3) 日本私立学校振興・共済事業団等からの借入金の償還（利息、延滞金の支払いを含む。）又は公租・公課（日本私立学校振興・共済事業団の掛金を含む。）の納付状況

9 資格

私立学校の設置認可を受ける者は、次に掲げる者でないこと。

- (1) 学校教育法第4条及び第130条に定める認可の申請において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して5年を経過していないものうち教育長が悪質と判断した者
- (2) 学校教育法第13条の規定により学校等の閉鎖命令処分を受けた日から起算して5年を経過していない者（学校等の閉鎖命令処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該学校等の廃止についての認可の申請又は届出を行った者（当該学校等の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該申請又は届出の日から起算して5年を経過していないものを含む。）

第2 課程の設置認可

第1の3から9まで（6及び7の(9)を除く。）の規定を準用する。この場合、「私立学校」は「課程」と読み替える。

第3 学科の設置認可

第1の4から9まで（6及び7の(9)を除く。）の規定を準用する。この場合、「私立学校」は「学科」と読み替える。

第4 私立学校の収容定員に係る学則変更認可

1 規模

収容定員数の設定については、第1の4の規定を準用する。

2 教職員、施設及び設備等

収容定員を変更する場合は、第1の5から9まで（7の(9)を除く。）の規定を準用する。この場合、第1の5から7までについては変更後の収容定員によるものとし、「私立学校」を「収容定員」と、「設置」及び「開設」は「変更」と読み替える。

ただし、収容定員を減員する場合は、第1の6から9までの規定は準用しない。

第5 広域の課程を置く私立学校に係る学則（収容定員に係るものを除く）変更認可

- 1 入学検定料、入学料及び授業料等
私立学校の運営状況等を考慮して、適正に設定すること。
- 2 通信教育を行う区域
当該都道府県の意向や影響等を考慮した上で適正に設定すること。また、通信教育を行う区域を拡大する場合は、第1の8及び9の規定を準用する。
- 3 分校の設置
第1の3から9までの規定を準用する。この場合、第1の7については、「私立学校」は「分校」と読み替える。
- 4 協力校の設置
第1の4、5、6(6)、8及び9の規定を準用する。
- 5 指定技能教育施設との連携
第1の6(6)、8及び9の規定を準用する。
- 6 その他
その他の事項について、学則の変更を行う場合、大阪府内の高等学校に関する諸状況等への配慮が図られており、かつ、教育上支障がないと認められること。

第6 申請手続及び標準処理期間

1 私立学校の設置認可

(1) 計画書の提出

私立学校の設置認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として開設年度の前々年度の9月30日までに計画書を教育庁私学課に提出すること。この場合において申請者は、教育庁私学課から申請についての助言を受けることができる。

(2) 申請書の提出

申請者は、様式第1号により認可申請書（以下「申請書」という。）に関係書類を添えて、校舎の建築等を伴う場合は、原則として開設年度の前々年度の11月30日までに、校舎の建築等を伴わない場合は、原則として開設年度の前年度の6月30日までに教育長に申請すること。

(3) 審査期間等

ア 教育長は、適正な内容の申請書を受理後、内容を審査した上、直近の大阪府私立学校審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、審議会からの答申後10日以内に答申の内容を申請者に通知する。

イ 申請者は、申請内容に変更があったときは、様式第2号により変更届を提出するものとし、教育長は、変更届の提出があったときは、当該変更届の内容につき直近の審議会に報告する。この場合において、教育長は、当該変更届の内容について当初の申請内容から重大な変更があったと認めるときは、当該変更届の内容につき再度、直近の審議会に諮問するものとし、審議会からの再度の答申後10日以内に当該答申の内容を申請者に通知する。

ウ 教育長は、私立学校の施設及び設備が申請内容と相違ないことを確認した場合は、原則とし

て開設年度の前年度の9月30日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知する。

2 課程又は学科の設置認可

1の規定を準用する。その場合、「私立学校」は「課程（学科）」と読み替える。

3 私立学校の収容定員に係る学則変更認可

1の規定を準用する。その場合、「設置」は「収容定員に係る学則の変更」と、「開設」は「変更」と読み替える。

ただし、収容定員を減員する場合の申請書の提出は、原則として変更年度の前年度の1月31日までとし、原則として変更年度の前年度の3月31日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

4 広域の課程を置く学校に係る学則（収容定員に係るものを除く。）変更認可

1の規定を準用する。その場合、「私立学校の設置認可」は「広域の課程を置く学校に係る学則変更認可」と、「開設」は「変更」と読み替える。

なお、分校の設置等が伴わない申請については、教育長は審議会からの答申後30日以内に当該申請について認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知する。

附則

1 この基準は、平成28年5月13日から施行する。

2 この基準は、施行日以降、新たに申請される課程を置く学校の設置、学校の課程又は学科の設置、課程を置く学校の収容定員に係る学則変更並びに広域の課程を置く学校に係る学則変更認可の審査から適用する。

附則

1 この基準は、平成30年1月12日から施行する。ただし、第1の9の資格に関する規定は、同年5月1日から施行する。

2 この基準は、施行日以降、新たに申請される課程を置く学校の設置、学校の課程又は学科の設置、課程を置く学校の収容定員に係る学則変更並びに広域の課程を置く学校に係る学則変更認可の審査から適用し、この基準施行以前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。

附則

1 この基準は、平成31年1月18日から施行する。ただし、第1の9の資格に関する改正規定は、同年5月1日から施行する。

2 この基準は、施行日以降、新たに申請される課程を置く学校の設置、学校の課程又は学科の設置、課程を置く学校の収容定員に係る学則変更並びに広域の課程を置く学校に係る学則変更認可の審査から適用し、この基準施行以前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。

附則

- 1 この基準は、平成〇年〇月〇日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される課程を置く学校の設置、学校の課程又は学科の設置、課程を置く学校の収容定員に係る学則変更並びに広域の課程を置く学校に係る学則変更認可の審査から適用し、この基準施行日前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。

別表1

教員数

定員	人数
240人以下	5
241～1200	$(\text{定員}-240) \div 100 + 5$
1201～5000	$(\text{定員}-1200) \div 150 + 14$
5001以上	40に生徒数の増加に応じた相当数を加えた数

別表2

事務職員数

定員	人数
240人以下	2
241～5000	$(\text{定員}-240) \div 400 + 2$
5001以上	14に生徒数の増加に応じた相当数を加えた数

別表1及び2において、1未満の端数を生じた場合は、小数点以下第1位の数字が1以上であるときは1に切り上げ、0であるときは切り捨てるものとする。

別表1及び2の「定員」とは、学則上の定員をいう。

○「大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準」新旧対照表

改正後	現行
<p>第1 私立専修学校の設置認可</p> <p>1-5 (略)</p> <p>6 施設及び設備等</p> <p>(1)-(5) (略)</p> <p>(6) 校舎は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令が定める基準に適合しているもの<u>であること。また、その他の法令等について遵守したものであること。</u></p>	<p>第1 私立専修学校の設置認可</p> <p>1-5 (略)</p> <p>6 施設及び設備等</p> <p>(1)-(5) (略)</p> <p>(6) 校舎は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令が定める基準に適合しているものであること。</p> <p>(7) <u>校舎の区分使用</u> <u>設置者が建物（自己所有に限る。）の区分使用により専修学校を設置しようとする場合は、次の条件のいずれにも該当するものであること。</u></p> <p>ア <u>当該専修学校として使用する部分と他の施設として使用する部分の区分が明確になされていること。</u></p> <p>イ <u>専修学校と専修学校以外の施設として区分使用する場合は、出入口及び当該専修学校に至る通路等が当該専修学校の専用であること。</u></p> <p>ウ <u>当該専修学校として使用する部分は、構造上独立したものであること。また、区分使用が2以上の階にまたがる場合は、連続した階であること。</u></p> <p>エ <u>併置施設が専修学校教育に支障を及ぼさないもので、教育上、保健衛生上及び社会通念上適切であること。</u></p> <p>オ <u>工の条件が将来的にも担保される確約（法人の意思決定機関の決議を経た上で作成された誓約書等）があること。</u></p>

削除

改正後	現行
<p>(7) (略)</p> <p>7 資産等 (1) アーウ (略)</p> <p>工 専修学校として使用する部分が一棟又は階全体であること。ただし、階全体の場合は次の条件のいずれにも該当すること。</p> <p><u>(ア) 出入口及び専修学校に至る通路等が専修学校の専用であること。</u></p> <p><u>(イ) 非常用階段や冷暖房設備など真にやむを得ないと認められるものを除き、専修学校として使用する部分と専修学校以外の施設として使用する部分との区分が明確になされていること。</u></p> <p><u>(ウ) 非常用階段や冷暖房設備など真にやむを得ないと認められるものを除き、専修学校として使用する部分は、構造上独立したものであること。また、使用が2以上の階にまたがる場合は、連続した階であること。</u></p> <p><u>(エ) 専修学校以外の施設が専修学校教育に支障を及ぼさないもので、教育上、保健衛生上及び社会通念上適切であること。</u></p> <p>オーカ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(8) (略)</p> <p>7 資産等 (1) アーウ (略)</p> <p>工 専修学校として使用する部分が一棟又は階全体であること。ただし、階全体の場合は出入口及び当該専修学校に至る通路等が学校の専用であり、かつ、第1の6(7)ア、ウ及びエの条件に該当すること。</p> <p>オーカ (略)</p> <p>(2) (略)</p>

改正後	現行
<p>(3) 専修学校と専修学校以外の施設とを複合化した建物において、建物の一部を区分使用して校舎とする場合にあっては、当該建物全体が自己所有であることとし、かつ、次のいずれの条件にも該当すること。ただし、国、地方公共団体が所有する建物で、長期にわたり安定して使用できる権利を有し、次のいずれの条件にも該当する場合には、当該建物の一部を区分使用して校舎とすることができるものとする。</p> <p>ア (1)エ(イ) から (エ) の条件に該当すること。</p> <p>イ (1)エ(エ) の条件が将来的にも担保される取決め等(寄附行為への規定、法人の意思決定機関の決議を経た上で作成された誓約書、不動産賃貸借契約への明記等)があること。</p> <p>ウ 専修学校と専修学校以外の施設として区分使用する場合は、出入口及び専修学校に至る通路等が専修学校の専用であること。</p> <p>エ 校舎の面積は、専修学校以外の施設が使用する部分を除いて、設置基準上必要な面積を備えること。</p> <p>オ 教育長が別に定める基準を全て充足すること。</p> <p>(4) 専修学校と専修学校以外の施設とを複合化した建物において、建物を区分所有して校舎とする場合にあっては、次の条件のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 当該建物に係る土地については、学校法人が単独で自己所有すること。</p> <p>イ (1)エ(イ)、(ウ) 及び (3) エ、オの条件に該当すること。</p>	<p>(3) 設置者が建物の区分所有により専修学校を設置しようとする場合は、次の条件のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 出入口及び当該専修学校に至る通路等が学校の専用であること。</p> <p>イ 第1の6(7)ア、ウ及びエの条件に該当すること。</p>

改正後

ウ 建物を区分所有する専修学校以外の施設が、学校教育に支障を及ぼさないもので、教育上、保健衛生上及び社会通念上適切であり、この条件が将来的にも担保される区分所有者間での取決め等（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に基づく規約、借地契約への明記等）があること。

削除

(5)－(11) (略)
8－11 (略)

第2－第5 (略)

附則 (略)
附則 (略)
附則 (略)
附則

- 1 この基準は、平成〇年〇月〇日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される専修学校及び各種学校の設置認可、専修学校の課程の設置認可並びに各種学校の収容定員に係る学則の変更認可の審査から適用する。ただし、この基準の施行日前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。

以下(略)

現行

(4) (3)にかかわらず、高等課程については、建物の区分所有による設置は、認めない。

(5)－(11) (略)
8－11 (略)

第2－第5 (略)

附則 (略)
附則 (略)
附則 (略)

以下(略)

大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準

大阪府教育長（以下「教育長」という。）が、私立専修学校及び私立各種学校の設置並びに私立専修学校の課程の設置及び私立各種学校の収容定員に係る学則の変更の認可を行う場合は、専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号。以下「設置基準」という。）、各種学校規程（昭和31年文部省令第31号。以下「規程」という。）その他の関係法令のほか、この基準及び手続により審査する。

第1 私立専修学校の設置認可

1 設置者

専修学校の設置者は、学校運営の安定性及び持続性を確保するため、原則として、学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人を含む。）であること。ただし、学校法人以外の者が設置者になろうとする場合には、法令に基づく各種国家資格の養成施設としての指定を受けており、かつ、学校運営の安定性、継続性及び公共性を十分に確保する観点から、意思決定機関を設置し、公的資格を有する者の監査の実施及び一定期間の事業実績を有していること。

2 名称

- (1) 専修学校に付する名称は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に掲げる学校（以下「1条校」という。）の名称、1条校に類似する名称又は研究機関若しくは私塾に類似する名称を使用していないこと。
- (2) 専修学校として適当であるとともに、当該専修学校の目的にふさわしい名称であり、かつ、既存の専修学校の名称と紛らわしくないものであること。

3 規模

目的に応じた分野ごとの生徒の総定員が、40人以上であること。ただし、専修学校の設置のみを目的とする法人を同時に設立する場合にあっては、生徒の総定員が、80人以上であること。

4 校長の資格

法第129条第2項の「教育、学術又は文化に関する業務に従事した者」とは、次に掲げる職又は業務に通算して5年以上従事した者であること。

- (1) 法第1条、第124条又は第134条第1項に規定する学校、専修学校又は各種学校の長の職
- (2) 前号に掲げる学校の教員の職
- (3) 1条校の学校の事務職員の職
- (4) 行政機関の教育、学術又は文化に関する業務
- (5) 議会の教育、学術又は文化に関する委員の職
- (6) 民間の教育、学術又は文化に関する団体の役員又は職員の職
- (7) 更生保護事業等の業務
- (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、教育長が適当と認めた職又は業務

5 教員数

教員数は、設置基準に定める数を上回るものであること。

6 施設及び設備等

- (1) 校地は、校舎を保有するに必要な面積を備えていること。
- (2) 校舎の面積は、課程、学科の属する分野ごとの生徒定員に応じ、設置基準の面積を上回るものであること。

- (3) 校舎は、目的、生徒数又は課程に応じ、必要な普通教室（実習室等を含む。以下「普通教室等」という。）、教員室、事務室、図書室、保健室、便所その他必要な附帯施設を備えていること。ただし、やむを得ない事由がある場合で教育上支障がないと認められるときは、1つの施設をもって2つ以上に兼用することができる。
- (4) 普通教室等の数は、学級数以上であること。
- (5) 普通教室等の面積は、同時に授業を行う生徒40人につき60平方メートルを標準とすること。
- (6) 校舎は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令が定める基準に適合しているものであること。また、その他の法令等について遵守したものであること。
- (7) 専修学校の目的、生徒数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備が備えられていること。

7 資産等

- (1) 校地、校舎その他の施設は、原則として自己所有又は国、地方公共団体等の財産で長期にわたり安定して使用できる権利を有していること。ただし、特別の事情があり、教育上支障がない場合で次の条件のいずれにも該当するときは、この限りでない。
 - ア 賃借権設定の登記等により、20年以上の長期にわたり賃借できることが確実と認められる場合
 - イ 賃借権設定時に当該建物が負担附（担保に供せられている等）でないこと。
 - ウ 賃借する建物が学校用途に建築され、又は改築されたものであること。
 - エ 専修学校として使用する部分が一棟又は階全体であること。ただし、階全体の場合は次の条件のいずれにも該当すること。
 - (ア) 出入口及び専修学校に至る通路等が専修学校の専用であること。
 - (イ) 非常用階段や冷暖房設備など真にやむを得ないと認められるものを除き、専修学校として使用する部分と専修学校以外の施設として使用する部分との区分が明確になされていること。
 - (ウ) 非常用階段や冷暖房設備など真にやむを得ないと認められるものを除き、専修学校として使用する部分は、構造上独立したものであること。また、使用が2以上の階にまたがる場合は、連続した階であること。
 - (エ) 専修学校以外の施設が専修学校教育に支障を及ぼさないもので、教育上、保健衛生上及び社会通念上適切であること。
 - オ 修業年限に相当する期間の経常的経費を預金等容易に換価可能な資産として有していること。
 - カ オの条件が将来的にも担保される確約（寄附行為への規定等）があること。
- (2) (1)にかかわらず、高等課程については、校地、校舎その他の施設を原則として自己所有とするが、校地にあつては次の条件のいずれか、校舎にあつてはアの条件に該当し、かつ、教育上支障がないと認められる場合は、設置を認める。
 - ア 国、地方公共団体等の財産で、所有者の使用許可等を得ており、長期にわたり安定して使用できると認められる場合
 - イ 借地権設定の登記等により、20年以上の長期にわたり賃借できることが確実と認められる場合
- (3) 専修学校と専修学校以外の施設とを複合化した建物において、建物の一部を区分使用して校舎とする場合にあつては、当該建物全体が自己所有であることとし、かつ、次のいずれの条件にも該当すること。ただし、国、地方公共団体が所有する建物で、長期にわたり安定して使用できる権利を有し、次のいずれの条件にも該当する場合には、当該建物の一部を区分使用して校舎とすることができるものとする。
 - ア (1)エ(イ)から(エ)の条件に該当すること。

イ (1)エ(エ)の条件が将来的にも担保される取決め等(寄附行為への規定、法人の意思決定機関の決議を経た上で作成された誓約書、不動産賃貸借契約への明記等)があること。

ウ 専修学校と専修学校以外の施設として区分使用する場合は、出入口及び専修学校に至る通路等が専修学校の専用であること。

エ 校舎の面積は、専修学校以外の施設が使用する部分を除いて、設置基準上必要な面積を備えること。

オ 教育長が別に定める基準を全て充足すること。

(4) 専修学校と専修学校以外の施設とを複合化した建物において、建物を区分所有して校舎とする場合にあっては、次の条件のいずれにも該当すること。

ア 当該建物に係る土地については、学校法人が単独で自己所有すること。

イ (1)エ(イ)、(ウ)及び(3)エ、オの条件に該当すること。

ウ 建物を区分所有する専修学校以外の施設が、学校教育に支障を及ぼさないもので、教育上、保健衛生上及び社会通念上適切であり、この条件が将来的にも担保される区分所有者間での取決め等(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)に基づく規約、借地契約への明記等)があること。

(5) 設備については、自己所有であり、かつ、負担附(担保に供せられている等)でないこと。ただし、教育上支障がないと認められる場合における電子計算機等の借用はこの限りでない。

(6) 専修学校の設置に係る負債(日本私立学校振興・共済事業団からの借入金は除く。)がないこと。

(7) (6)にかかわらず、既設校等を設置運営している設置者が専修学校を設置する場合は、次の基準を満たす借入金は認められる。

ア 借入金額が当該専修学校の設置に係る校地取得費及び校舎建築費の3分の2以下であること。

イ 借入先が確実な金融機関であること。

ウ 適正な返済計画があり、かつ、実行可能であること。

エ 当該借入後において、設置者の総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合が30%以下であり、かつ、設置者の負債に係る各年度の償還額が当該年度の帰属収入の20%以下であること。

(8) 校地及び校舎を自己所有で開設する場合は、校地、校舎その他の施設は負担附(担保に供せられている等)でないこと。ただし、(6)及び(7)の借入金に係る担保を除く。

(9) 校地及び校舎を自己所有で開設する場合は、開設年度の人件費相当額の運用資金を保有していること。

(10) 開設年度から少なくとも2年間の専修学校運営に係る予算について、適正な計画を立てており、授業料、入学金等現金の経常的収入その他の収入で収支の均衡を保つことが可能であると認められること。

(11) 学校の設置に要する経費に相当する額(校地及び校舎を自己所有で開設する場合はその他の施設及び設備の整備に要する経費並びに(9)の経費のための資金で(6)及び(7)の借入金を引いた額に相当する額、校地又は校舎を賃借で開設する場合はその他の施設及び設備に要する経費並びに(1)オの経費に相当する額をいう。)が専修学校開設時に収納されることが確実と認められること。

8 私立学校法第64条第4項の法人が設置する既設校等の運営状況

(1) 学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に準じて会計処理がされていること。

(2) 専修学校教育以外の事業を行う場合には、経理が明確に区分されていること。

9 公益法人及び所轄庁が教育長以外である学校法人の管理運営

公益法人及び所轄庁が教育長以外である学校法人が設置する学校については、その管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。例えば、次の事項に留意すること。

- (1) 法令の規定、法令に基づく処分及び寄附行為に基づいて適正に管理運営されていること。
- (2) 役員の間における訴訟その他の紛争の有無
- (3) 日本私立学校振興・共済事業団等からの借入金の償還（利息及び延滞金の支払いを含む。）又は公租・公課（日本私立学校振興・共済事業団の掛金を含む。）の納付の状況

10 開校の時期

原則として4月とする。

11 資格

私立学校の設置認可を受ける者は、次に掲げる者でないこと。

- (1) 学校教育法第4条及び第130条に定める認可の申請において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して5年を経過していないものうち教育長が悪質と判断した者
- (2) 学校教育法第13条の規定により学校等の閉鎖命令処分を受けた日から起算して5年を経過していない者（学校等の閉鎖命令処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該学校等の廃止についての認可の申請又は届出を行った者（当該学校等の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該申請又は届出の日から起算して5年を経過していないものを含む。）

第2 各種学校の設置認可

1 設置者等

第1の1、2、3ただし書、5及び7から11までを準用する。この場合、「専修学校」は「各種学校」と、「設置基準」は「規程」と読み替える（各種学校の収容定員に係る学則の変更認可において同じ。）。

2 校長の資格

第1の4を準用する。この場合、「法第129条第2項に規定する「教育、学術又は文化に関する業務に従事した者」」は「規程第7条に規定する「教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する職又は業務に従事した者」」と読み替える。

3 施設及び設備等

第1の6（5）を除く。）を準用する。

第3 専修学校の課程の設置認可

第1の3及び5から11までを準用する。この場合、「専修学校の設置」は「課程の設置」と、「開校の時期」は「設置の時期」と読み替える。

第4 各種学校の収容定員に係る学則の変更認可

第1の3ただし書、5及び7から11まで並びに第2の3を準用する。

第5 申請手続及び標準処理期間

1 専修学校及び各種学校の設置認可

(1) 計画書の提出

専修学校及び各種学校の設置認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、(2)に定める申請書の提出期限の2か月前までに計画書を教育庁私学課に提出すること。この場合において申請者は、教育庁私学課から申請についての助言を受けることができる。

(2) 申請書の提出

申請者は、様式第1号により認可申請書（以下「申請書」という。）に関係書類を添えて、4月1日に開設しようとする場合にあっては原則として前々年度の2月末日まで、10月1日に開設しようとする場合にあっては原則として前年度の6月30日までに教育長に申請すること。ただし、校舎の新築等を伴わない場合における申請書の提出期限は、4月1日に開設しようとする場合にあっては原則として前年度の6月30日まで、10月1日に開設しようとする場合にあっては原則として前年度の11月30日までとする。

(3) 審査期間等

ア 教育長は、適正な内容の申請書を受理後、内容を審査の上、直近の大阪府私立学校審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、審議会からの答申後10日以内に答申の内容を申請者に通知する。

イ 申請者は、申請内容に変更があったときは、様式第2号により変更届を提出するものとし、教育長は、変更届の提出があったときは、当該変更届の内容につき直近の審議会に報告する。この場合において、教育長は、当該変更届の内容について当初の申請内容から重大な変更があったと認めるときは、当該変更届の内容につき再度、直近の審議会に諮問するものとし、審議会からの再度の答申後10日以内に当該答申の内容を申請者に通知する。

ウ 教育長は、校舎竣工後（校舎の新築等を伴わない場合においては、改装工事等完成後）、現地検査を行い、施設及び設備等について、申請内容と相違ないことを確認したときは、4月1日開設の場合にあっては原則として前年度の9月30日まで、10月1日開設の場合にあっては原則として前年度の3月31日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知する。

2 専修学校の課程の設置認可

1の規定を準用する。その場合、「専修学校及び各種学校」は「専修学校の課程」と、「開設」は「設置」と読み替える。

3 各種学校の収容定員に係る学則変更認可

1の規定を準用する。その場合、「専修学校及び各種学校の設置」は「各種学校の収容定員に係る学則の変更」と、「開設」は「変更」と読み替える。

ただし、収容定員を減員する場合の申請書の提出は、原則として変更年度の前年度の1月31日までとし、原則として変更年度の前年度の3月31日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

附則

- 1 この基準は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される専修学校及び各種学校の設置認可、専修学校の課程の設置認可並びに各種学校の収容定員に係る学則の変更認可の審査から適用する。

附則

- 1 この基準は、平成30年1月12日から施行する。ただし、第1の11の資格に関する規定は、同年5月1日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される専修学校及び各種学校の設置認可、専修学

校の課程の設置認可並びに各種学校の収容定員に係る学則の変更認可の審査から適用する。ただし、この基準の施行以前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。

附則

- 1 この基準は、平成31年1月18日から施行する。ただし、第1の11の資格に関する改正規定は、同年5月1日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される専修学校及び各種学校の設置認可、専修学校の課程の設置認可並びに各種学校の収容定員に係る学則の変更認可の審査から適用する。ただし、この基準の施行以前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。

附則

- 1 この基準は、平成〇年〇月〇日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される専修学校及び各種学校の設置認可、専修学校の課程の設置認可並びに各種学校の収容定員に係る学則の変更認可の審査から適用する。ただし、この基準の施行日前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。

大阪府学校施設の複合化に係る私立学校及び私立幼稚園の設置認可等並びに学校法人の寄附行為の認可及び変更認可に関する審査基準（案）

大阪府教育長（以下「教育長」という。）が、学校施設の複合化に関し、私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校又は各種学校（以下「私立学校」という。）の設置認可等を行う場合並びに学校法人（専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を含む。以下同じ。）の寄附行為の認可及び変更認可を行う場合は、関係法令等及び教育長が別に定める審査基準によるほか、この基準により審査する。

また、教育長が学校施設の複合化に関し、私立幼稚園の設置認可等を行う場合並びに学校法人の寄附行為の認可及び変更認可を行う場合は、関係法令等及び教育長が別に定める審査基準によるほか、この基準の1及び2により審査する。

- 1 学校施設の複合化は、学校法人所有の土地・建物を賃貸することにより行われることから、「私立学校法第26条第2項の規定に基づく学校法人及び同法第64条第4項の法人の行うことのできる収益事業の種類」（平成28年大阪府教育長告示第1号。以下「収益事業告示」という。）及び「収益事業を行うための寄附行為の変更認可にあつての取り扱い方針」で定める内容を満たしていること。
- 2 併置施設の用途については、収益事業告示で認められた事業以外の施設でないこと（ただし、「日本標準産業分類」（平成25年総務省告示第405号）における大分類「公務（他に分類されるものを除く）」に係る施設を除く。）、かつ、「日本標準産業分類」における中分類「娯楽業」のうち「その他の娯楽業」に該当する施設でないこと。
- 3 併置施設の用途規制について、区分所有の場合にあつては、「建物の区分所有等に関する法律」（昭和37年法律第69号）による規約、借地契約に明記すること等により担保すること。また、区分使用の場合にあつては、寄附行為への規定、学校法人理事会での決議、不動産賃貸借契約に明記すること等により担保すること。
- 4 学校施設を第三者所有の建物の一部に賃借で設置する場合については、併置施設の用途を制限する手法がないことから、学校施設の複合化は認めないものであること。ただし、国又は地方公共団体が建物所有者である場合は、この限りでない。

附則

- 1 この基準は、平成〇年〇月〇日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される私立学校及び私立幼稚園の設置認可等並びに学校法人の寄附行為の認可及び変更認可の審査から適用する。

学校施設の複合化について（建議）

【はじめに】

学校施設の複合化について、文部科学省調査によると、公立小中学校施設の複合化事例は全国で10,567校にのぼっている。（文部科学省「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について」平成27年11月）内訳をみると、社会教育施設（図書館等）や社会福祉施設（児童福祉施設、老人福祉施設等）など公共施設等との複合化事例が大部分を占めているが、民間施設との複合化事例も存在することが明らかになっている。

国の小学校設置基準、中学校設置基準、高等学校設置基準、専修学校設置基準、高等学校通信教育規程、各種学校規程においては、施設の複合化について特に規制はなく認められている。

一方、大阪府の私立小学校及び私立中学校の設置認可等に関する審査基準、私立中等教育学校の設置認可等に関する審査基準、私立全日制高等学校等の設置認可等に関する審査基準においては、同一の設置者が設置するほかの学校等（専修学校、各種学校を含む）との複合化を除いて、校地、校舎の共用を認めていない。ただし、私立通信制高等学校等の設置認可等に関する審査基準では、同一の設置者が設置するほかの学校等（専修学校、各種学校を含む）に加え、国または地方公共団体が設置する文化教育施設等の施設との複合化を認めている。また、私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準では、建物の区分所有や区分使用についての規定があり、一定の条件の下、施設の複合化を認めている。

少子化が一層進展し、学校法人を取り巻く環境が厳しくなる中、学校法人は学校施設の耐震化や老朽化の対応が求められている。

このような状況を踏まえ、本審議会として、私立学校法第9条第2項の規定に基づき、学校施設の複合化について、建議することとした。

【学校施設の複合化を認めることについて】

学校法人は私立学校法第26条の規定により、教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため収益事業を行うことが認められており、行うことのできる収益事業の種類は、私立学校審議会の意見を聴いたうえで、所轄庁が定めることとされている。大阪府では、教育長告示として収益事業の種類が定められている。そのひとつとして、不動産業が認められており、学校法人所有の土地、建物の賃貸は可能となっている。

一方、先に述べたとおり、校地または校舎の共用は原則認められておらず、校地や校舎建物の一部を貸し付けることは認められていない。

従って、学校法人は、校地、校舎建物以外の不動産を貸し付けることは可能であるが、校地、校舎建物の一部を貸し付けることはできないということになる。

しかしながら、こうした規制は次の理由から見直すことが適切と考える。

- 1 国の設置基準上、区分所有や区分使用による学校施設の複合化は禁止されておらず、公立学校では、学校施設の複合化事例が多数存在していること。(前述の文部科学省調査を参照)
- 2 学校法人の所有する不動産の賃貸は、私立学校法に基づき、一定の条件の下、収益事業として認められていることから、土地・建物の有効活用に資すること。(条件は、「平成 28 年大阪府教育長告示第 1 号」第 1 の第 1 号から第 6 号までに規定)
- 3 耐震化や老朽化に対応するため、学校施設の建替え等を実施する際、施設の複合化は学校法人にとって、単独で建替える場合と比べて、財政的に有効な手法と考えられる(資金的に単独での建替えは厳しいが、複合化によって学校法人の負担を軽減し、建替えの促進につながることも考えられる)とともに、都市機能の充実や土地の高度利用にも資すること。

【学校施設の複合化を認める規制について】

学校施設の複合化を認めるとしても、教育環境に影響がおよび教育に支障が生じないように、次のような規制を設けることが必要である。

- 1 校地・校舎の面積基準について
複合化を認める場合でも、校地または校舎の面積基準は当然維持すべきであるので、学校以外の施設が使用する部分を除いて設置基準上の必要な面積を備えていること。
- 2 施設の構造について
学校として使用する部分とその他の施設として使用する部分の区分が明確であること(出入口や通路についても明確に区分すること)。
学校として使用する部分が一棟の建物の一部分であって、二以上の階にまたがる場合は連続した階であること。
- 3 学校と複合化する施設の用途の規制について
学校施設の複合化を認めるにあたり、環境面や保健衛生、教育などの観点から社会通念上当該学校の教育に悪影響がないようにしなければならない。このため、学校と複合化する施設の用途について制限することが必要である。
複合施設としてふさわしくないと考えられる施設としては、次のようなものが考えられる。

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する事業の施設

- ・酒場、バー、キャバレー、ナイトクラブなど
- ・パチンコ店、ゲームセンター、麻雀クラブ、場外馬券売り場など

これらを整理すると

- (1) 大阪府では、平成 28 年大阪府教育長告示第 1 号で、学校法人の行うことのできる収益事業の範囲を定めている。これは、学校法人として相応しくない事業を制限したものと考えられる。学校施設の複合化は、校地内や教室と同一建物内にほかの施設が入ることであるから、この考え方を準用し、平成 28 年大阪府教育長告示第 1 号で認められた事業以外の施設でないこと。
- (2) (1)に加え、場外馬券（車券）売り場や競輪・競馬予想業、カラオケボックスを規制するため、日本標準産業分類上の中分類「娯楽業」のうちの「その他の娯楽業」の施設でないこと。

【用途規制を維持するための方策について】

学校と複合化する施設の所有者や使用者は取引等により、変わっていくことが想定される。このため、施設用途の規制を実効性のあるものとするための方策が必要である。

- 1 併設施設の権原が区分所有権の場合
建物の区分所有等に関する法律第 30 条に基づく規約に用途規制をおりこむこと。
さらに建物の底地が学校法人所有の場合は、借地契約の中に用途規制をおりこむこと。
- 2 併設施設の権原が区分使用权の場合
不動産賃貸借契約に用途規制をおりこむこと並びに学校法人理事会で施設用途の制限について決議すること及び寄附行為に規定すること。

【学校施設を第三者所有の建物の一部に賃借で設置する場合】

このケースは、そもそも学校法人財産の活用にあてはまらず、また、同一建物に入る施設の用途を学校法人が制限することもできないと考えられることから、今回の規制緩和の対象外とする。

ただし、公立学校施設の複合化が数多く認められていることを踏まえ、国または地方公共団体所有の建物の場合に限り、その一部を賃貸借して学校施設を設置すること（複合化）を認めるのが適切である。

なお、高等課程以外の専修学校及び各種学校については、従来どおりとする。

大阪府においては、本建議の趣旨に則り、「大阪府私立全日制高等学校等の設置認可等

に関する審査基準」をはじめ関係する諸規程の改正を進め、一定の条件の下、学校施設の複合化が認められるように努められたい。

校舎の複合化・校地の共用を認めるにあたっての基準について

1. 法律等による規制対象施設

1. 風営法による許可・届出施設

(1) 法第2条第1項に規定する風俗営業 ⇒ 公安委員会の許可制

- ・府条例により、学校の敷地から100m離れないと許可されない。
- ・学校が商業地域内にある場合は50m。

【風俗営業の例】

- ① キャバレー、待合、料理店、カフェその他設備を設けて、客の接待をして、客に遊興又は飲食をさせる営業
- ② 低照度飲食店
- ③ 区画席飲食店
- ④ 麻雀店、パチンコ店等
- ⑤ ゲームセンター等

(2) 法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業 ⇒ 公安委員会への届出制

- ・風営法により、学校の敷地から200m離れないと営業できない。
- ・店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介業など

(3) 法第2条第11項に規定する特定遊興飲食店営業 ⇒ 公安委員会の許可制

- ・大阪市北区及び中央区の一部の地域しか営業できない。

2. ホテル等 ⇒ 旅館業法に基づく許可（保健所設置団体の長）が必要

- ・私立学校の施設から100mの区域内にホテルを設置する場合に、許可にあたって私立学校の所管庁の意見を求めなければならない。

3. 暴力団事務所 ⇒ 暴力団排除条例により規制

- ・私立学校の施設の200mの区域内に開設又は運営してはならない。（府条例18条）
- ・何人も自己が譲渡又は貸付けをしようとする府の区域内に所在する不動産が、暴力団の事務所の用に供されることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならない。（府条例19条1項）

4. 場外馬券、車券、ボート券発売所の位置 ⇒ 所管省の告示の許可基準

「位置は文教上又は衛生上著しい支障をきたすおそれのない場所であること」

2. 併置施設の規制にかかる考え方

「収益事業を行うための寄附行為の変更認可にあたっての取り扱い方針（内規）」の1の考え方を準用する。

(1) 併置施設は、「学校法人の行うことができる収益事業」（教育長告示）の範囲内であること。

(規制するものの具体例)

- ・風営法規制施設
- ・料亭、酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ
- ・遊戯場（ビリヤード場、囲碁・将棋所、マージャンクラブ、パチンコホール、ゲームセンター、ビンゴゲーム場、射的場）

(2) (1)に加えて、同一建物内・校地内という点を考慮し、次の施設も規制する。

- ・カラオケボックス、場外馬券・車券売り場、競輪・競馬予想、ダンスホールなど
(→「日本標準産業分類」上の「娯楽業」のうち「その他の娯楽業」に該当するもの)

3. 区分所有、区分使用に分けて検討

(1) 区分所有（底地が学校所有、建物が区分所有）による場合

- 個別法による規制あり（風営法、旅館業法、暴力団排除条例等）
- 区分所有法による規約でさらに規制が可能（上記2.(1)(2)について定めておく）
 - ・区分所有者の3/4以上の賛成で規約の改正が可能
 - ・学校法人の持ち分が1/4に満たない場合、学校法人の意に反して規約を変更されてしまう可能性あり
 - ・借地契約の中で規制することを要請（上記2.(1)(2)について定めておく）
→ 土地の共有については、認めない。

⇒ 規約および借地契約により、学校と同一建物に入る施設を規制することを条件に、複合化を認める。

(2) 区分使用による場合

- 個別法による規制あり（風営法、旅館業法、暴力団排除条例等）

ア 学校法人が建物所有者の場合

⇒ 上記2.(1)(2)について規制することを条件に、複合化を認める。

- ・テナントとして入る施設に制限を加えることを、学校法人理事会で決議し、その旨を府に提出させる、寄附行為への規定を求める等の手段により担保

イ 学校法人がテナントとして、民間ビルに入る場合

- ・学校施設と同一建物内に様々な事業所等がテナントとして入ってくることを排除できない。

⇒ 教育環境を担保できないことから、学校設置は認めない。

(ただし、国又は地方公共団体が建物所有者の場合を除く。)